

1. 議事日程

(平成18年第3回安芸高田市議会9月定例会第7日目)

平成18年9月19日  
午前10時開会  
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

11番	青原敏治	12番	金行哲昭
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長 児玉更太郎 副市長 増元正信

副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	宍戸邦夫	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壯
企画課長	竹本峰昭		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

○松浦議長

それでは、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

定例会第7日目の冒頭にあたりまして、去る16日から18日までの豪雨及び、台風13号に伴う市内における災害の状況について報告を申し上げます。

このたびの豪雨は、局地的にかつ短時間に大量な雨が降ったところによる大きな特徴がございます。16日の午後10時前後に降り始めた雨が多いところで吉田町多治比、甲田町、八千代町で1時間に20ミリを超える雨量を5時間続けて観測しております。そのなかでも特に八千代町では、16日の午後10時から17日の未明にかけて、3時間のうちに180ミリという雨を記録しております。3時間に180ミリというのは記録的な豪雨になろうかと思えます。降り始めからの累計が290ミリということでございますので、この1日降った雨量の60%が3時間のうちに集中したと、こういう記録になっております。このような局地的で大量な雨は各地で道路、河川、水道、家屋、農地等の施設に多くの被害を及ぼしてまいりました。私も17日の夜中の午前4時頃には、一時的に市の避難施設に避難されております皆さんをお見舞いしながら、特に被災の大きい地域を中心に回っていましたが、河川の氾濫を見ながら自然災害の恐ろしさを改めて認識をした次第でございます。家屋の倒壊や床上、床下浸水などで今もお避難を余儀なくされ、不自由な生活を強いられている方や怪我を負われた方々、ひいてはさまざまな被害に遭われたすべての市民の皆さんに心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

特に次に具体的な被災の状況について申し上げますが、9月の17日午後6時現在把握しております被災状況、今はまだ最終的にはまとめておる最中でございますし、八千代の支所長も今日は被災の状況をまとめてやいけんということで欠席をしておるような状況でございますが、今まで17日午後6時現在でまとめた状況が軽傷者が3名、家屋の全半壊が8棟、床上床下の浸水が92棟、公共土木施設で道路被害42カ所、河川被害8カ所、橋梁被害1カ所、まだこれは集計中でございますが、まだまだ、特に河川については今から出てくるのではなかろうかと、水の引いた状況を見ながらということになろうかと思えます。農林水産施設で農地が270ヘクタール、農道等の農業施設が

12カ所、地滑りが4カ所、ライフラインで八千代町の水道施設、排水管5カ所となっております。なお、水道施設は橋梁が流されたことにより、それに共架しておりました排水管が破損いたしました。その後一部復旧に努め、現在では断水が25戸となっております。全面復旧を急いでおりますが、当面は生活水の確保のため職員がポリタンクによる各戸への給水を続けておるところでございます。

現在も寄せられた被害報告や災害情報に基づき鋭意状況の把握等に務めてまいりますが、昨日も八千代町に行ってまいりましたが、河川の水位が下がっていると、特に八千代町では河川がことごとく被災をしており、こういう状況がございますので、まだまだ今から被害が増えてまいるといえるように考えております。今後早急に全容をつかみ、ご報告を申し上げたいと思います。

取り組みの経緯といたしましては、河川の氾濫や灌水で被害の拡大が予想されるため、16日の午後11時50分、本庁に災害対策本部及び各支所に災害対策支部を設置し、対応することいたしました。その後17日の午前0時50分には、特に江の川の合流点で丹比から出る多治比川が決壊寸前になりまして、土手も1メートルくらいしか残さないところまで浸食をされました。それを受けて吉田町の川手地区と高樋地区に避難勧告を出すと同時に、有線放送等で自主避難を呼びかけた結果、一時は市内の避難施設15カ所に460人の市民の皆さんが非難されておられました。特に多治比川の江の川合流点が決壊いたしますと、吉田町の中心部、警察の方まで水がいき、さらに下流へもって工業団地の方まで浸水するというところで、すぐ緊急に吉田土木と広島建設局と連絡を取りながら、業者へ緊急の対応をお願いしたところでございますが、幸い水位が引きだしたということと朝までには応急の処置ができたということで、午前6時には避難解除をして、朝のご飯は帰って食べてもらったと、このような状況でございますが、なお、10数人については自主避難をされており、現在でも避難をされておるのが6人ではないかと思いますが、その対応を引き続いてしておるところでございます。このたびの状況では人命第一を念頭に、いち早く避難勧告を出す決断をさせていただきました。

ご理解をいただきたいと思っております。幸い大事に至らなかったことが不幸中の幸いと考えております。

最後に先ほど申し上げましたが、まずは被災の全容を正確に把握し、適切な対応を早急に行ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆さんにもよろしくお願ひしたいと、特に今回は八千代・吉田・甲田、江の川流域について、局地的に今まで経験したことのない大雨が降ったということが大きな被害をもたらして我々としても今まで経験のないことでございますし、国道54号線が灌水をして通行止めになったというのも、恐らく47年の災害以来ではないかと思うわけでございます。今後これらの対応について我々も考えていく必要がある。特

に内水面の国司の橋のところで江の川の水位が上がりましたんで、あこの水門を止めてしまったために結局、水の出場がなくなったと、こういうことで、建設省はポンプを持って対応はしてくれたんですが、なかなかポンプだけでは対応できんということで、今後は一番大きな課題はあそこへ常設のポンプを設置することが大きな課題ではなかろうかと。今までも要求をしているんですが、なかなか建設省も莫大な費用がかかるということで、まだやってくれておらんですが、今後我々としても最大の課題として、この問題に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございまして、まだまだ新しい災害が出てくると、被害の報告が出てくると思いますので、特に八千代町についてはことごとく本流に出る川が、山から出る川が氾濫をして、家が危険状態にあるところが各地に出ておると。家のところまで河川の堤防が崩れてきたと、こういうところがあるわけでございます。ほとんどが県河川であるわけでございますが、県と協議しながら対応していきたいと思っております。議員の皆さんにもいろいろご心配をかけて、真夜中に出ていただいた議員さんもたくさんおられまして、本当にご苦勞をかけたわけでございますが、我々も今後復旧に最善を尽くしていきたいと、このように考えておるわけでございます。

今までわかりました災害の経過について、ご報告を申し上げました。以上で行政報告を終わります。

○松浦議長

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、11番 青原敏治君、12番 金行哲昭君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○松浦議長

日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず、会議規則のとおり1人3回までといたしますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番 松村ユキミさん。

○松村議員

はい、議長9番。

新政会の松村ユキミでございます。このたびの台風13号によります風雨により被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、先に通告いたしております2項目についてお尋ねをいたします。まず1点目といたしまして、本市の男女共同参画社会づくりの現状と今後についてお尋ねいたします。人権の世紀と言われる21世紀は、男女共同参画の世紀でもあります。我が国では1999年、男女共同参画基本法が制定、施行されました。翌2000年3月には東京

都、埼玉県、出雲市などの条例を先頭に積極的な取り組みが進められてきたところでございます。続く2005年、昨年7月1日現在で都道府県に制定されました条例は46、市町村におきましては269、同じく推進計画においては都道府県が47、市町村では999にも及んでいるところでございます。短期間にこれだけの条例や基本計画が進められたということは、この必要性がいかに大きいかということを示すものであると思います。

さて、本市におきましても合併2年目にしてプラン策定を終え、現在半年を経過したところでございます。プラン書の冒頭お示しいただいとりますように、男女共同参画社会の実現は、住民と行政の協働のまちづくりを目指す本市の将来像「人輝く・安芸高田」の実現に欠かせない要件のひとつと述べておられるところでございます。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。プラン策定によります、その後の推進状況と成果のほどについてお尋ねします。2点目といたしましては、各委員会、審議会における女性の登用されております現状と、今後の方向性についてお尋ねをしたいと思います。

2項目目といたしまして、公園の設置等、子育て環境の整備についてお尋ねをいたします。少子高齢化社会と言われて久しく近年地域において、幼児の遊んでいる姿を全く見かけなくなったように思っております。働くお母さん方の増加に伴い、保育所の充実、本市におきましても新たに保育所建設が進められておりますところでございますが、少子化対策の一貫であると、大変嬉しく思います。こうしたなかで、なお幼児期を母親の手で育児に専念しておられるお母さん方もたくさんおられます。こうしたお母さんたちの悩みとして、市内に子どもを遊ばせる公園がないということです。しょせん人間は自然との触れあいの中で感性を育み、仲間との遊びを通して社会性を養っていくということは、幼児期においても大切なことであると考えます。今社会では子どもの虐待など後を絶たない状況の中で、一日中子どもとの向きあった生活の中で気持ちの限界がそうした結果をもたらすものかとも思います。幸い本市においては、活発な公民館活動の中で子育てサークルを通してネットワークを大切にお母さん方頑張っておられます。しかし、サークル活動には回数にも限界があります。人の集いやすい場所に、今安全性が問われる中で安全で人目の届く場所に公園等、子どもの遊べる施設の整備が必要であると考えます。子どもの集いの場は母親の交流の場ともなります。今後、もっと子どもを産み育てることに喜びを感じていただくお母さん方が増えていただくためにも、環境の整備が大切であると考えますが、所見を伺います。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

松村議員のご質問にお答えをいたします。

まず第1に、安芸高田市の男女共同参画社会づくりの現状はどんな

っておるかというご質問でございます。

ご質問のように男女共同参画プランは、平成16年度に男女共同参画推進懇話会において、市民意識調査の結果に基づき関係団体等の意見を聴取され提言書が提出されました。その提言をもとに、男女共同参画プラン策定委員会から本市が取り組むべき施策のあり方について答申をいただき、総合的かつ計画的に推進するため、平成17年度末に安芸高田市男女共同参画プランを策定したところでございます。

次に推進状況と成果についてのお尋ねでございますが、平成18年度から重点事業として7つの事業を設定しておりますが、本年度は、啓発事業として市内6地区を巡回するリレーイベントの開催に向けまして、準備をしておるところでございます。他の事業についても現在、具体的な実施方針、内容、体制、経費等の検討をしており、逐一取り組みをしてみたいと考えておるところでございます。

次に各委員会、審議会における女性登用の現状をお尋ねでございますが、法律または政令による地方公共団体に置かなければならない審議会等の女性の登用状況では、平成18年4月1日現在で、本市に該当する審議会等の数は19でございます。この19の審議会のうち女性を登用している審議会の数は14でございます。また、審議会の委員の総数430人のうち、女性委員数は127人で、安芸高田市の女性委員の構成の比率は29.5%となっております。この数値を県内の市町村と比べてみますと県内14市のうち第1位が三次市の29.8%に次ぎまして、うちが29.5%でございますので、三次市に次いで第2位の位置にあるものであります。ちなみに県内14市の平均値は23.5%となっております。政策決定を行う審議会への女性委員の登用は、本市の重点課題の一つでもあり、定数制導入事業として、女性委員を定数の半数、5割とすることを基本目標としており、今後、改選期を迎えるもの及び新規に委嘱するものについては、特に積極的に取り組んでまいりたいとこのように考えておるところでございます。

次に公園の設置等というご質問でございます。近年の少子化、核家族化や近隣との人間関係の希薄化により、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近にいない、また交流の場がないなどにより、子育て中の親には、密室での育児による孤立感、閉塞感をもたらし、子育てへの不安や精神的負担が増大しておるのが実態でございます。交流の場としての公園等の整備でございますが、新たな場所を確保するのは非常に町中にそういうものを設置するのはなかなか土地の問題等で難しい状況にあり、既設の公有地や公共施設を有効利用しての環境整備について検討させていただきます。遊具等につきましては、安全面とか維持管理の問題もございますので、慎重に考えてまいりたいと思います。

また、子育て支援ということでは、現在、11カ所の保育所において、保育所に通っておられない家庭に対しまして、親子そろって保育所の園庭を開放し、子どもを遊ばせることができる事業を実施してまいっております。他の子どもとの交流の機会を与えるとともに、子どもを持つ親同士の交流の場としても利用されておるところでございます。

す。また、子育て中の親が気軽に集う交流の場、児童虐待や子育ての総合的な相談、各種情報提供ができる子育て支援センターを現在建設中の第2庁舎総合文化保健福祉施設の中に新たに設置をし、また現在でもそれぞれの支所単位においても公民館等でこのような親子教室等を開いておるところでございまして、子育ての支援、サポート体制を整備してまいりたいと考えておるところでございます。

○松浦議長

以上で、市長答弁を終わります。

答弁漏れはありませんか。

9番 松村ユキミさん。

再質問を許します。

○松村議員

大変適切な答弁をいただいたところでございます。

実は1点再質問をさせていただきたいと思っております。男女共同参画の1点目の項目なんですけど、委員会、審議会の女性登用の中身について18年9月1日現在19項目の中で、女性の登用されているのが14項目と言われたんですけど、その中身を分析してみます中で、5項目は女性は皆無になっております。それだとパーセンテージが29.5%、これは三次に次ぐ2番目の大変、3割ということは望ましいこと、私たちが希望するところなんですけど、この中身の分析を見ますと19項目の中で5項目には女性が皆無であると。それは中身を正してみますと、歴史民俗資料館等は文化財委員さんがその委員になられるというような充て職的なものもございまして、そこらはこれからの課題といたしまして、それから10%台、これは16.7%であったり10%であったりするものが、19のうち7委員会ございます。皆無の分が5委員会と、それから10%台が7つの委員会、合わせて12の委員会はまだ女性の10%台であるということ。その30%の数字が上がっておる中身を見ますと、図書館協議会、これは10人中8人が女性が占めております。それとか生活相談員、123人中62人、50.4%。人権相談員5人のうち2人が女性で40%。それから児童館運営委員会、これが9人のうち4人が女性で44.4%。体育指導員さんが62のうち24、これが38.7%。そういう断トツに女性の登用をさせていただき、そういうことをならして29.5%という中身の現状を見ます時に、全体的にまだ女性の登用が3割にはまだ届いてないと。それで県の状況を見ますと、県が示しておりますのが平成17年に24%、女性の占める比率が24%。それを平成22年、2010年に3割を目標にしております。この広島県の男女共同参画審議会には、本市より副市長の増元市長さんがその審議委員さんになっとなっていただきますので、大変力強く思っております。そういう現状で鳥取県においては、もう4割を女性にして知事の意志によって4割上がってこない委員リストについては、承認しないというふうなところまでいっとるのが現況でございます。

そこでお尋ねをいたします。本市といたしまして、29.5という数字は本当に望ましい数字なんですけど、まだその中身の分析では1割台、



10%台が12あると。19のうち。そういう中で、ほいじゃあ3割へ到達、全体的なものを上げていく今後、更新をされる委員会、審議会については何割、これが任期が3年のもあれば4年のもあろうと思いますので、今後の市長さんも言われますように、更新するものについては、最低3分の1は、3割は女性を登用するように目標値を定めるといふふうなお考えをお聞かせいただきたいと思います。25%、クォーター制を取るのか、3割は確保する方向で今後の更新にはあたっていくとかいふふうなところの数字的なものをお答えいただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に対しまして答弁を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

○杉山市民部長

今ご質問いただいたとおりの分析結果でございまして、先ほど市長の方から答弁もありましたように、任期の関係、あるいはいろんな役職の関係等が今から改選の時期に入っておりますので、具体的にその数字をいついつまでに3割に到達するということにつきましては、今から市民部がこの事務を所掌しておりますけれども、関係各部局、教育委員会含めてそういう3割に近づけるように市民部としてもお願いをすると、また市長へもそういう時期に改選時期、新しい委員会ができた時期、その目標が5割となっておりますが、極力その5割に近づけるように今後努力していきたいと考えております。分析の結果は松村議員さんが言われたとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問はありますか。

〔再々質問なし〕

○松浦議長

以上で、松村ユキミさんの質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 杉原洋君。

○杉原議員

議長。

○松浦議長

はい。

○杉原議員

13番、新政会所属の杉原洋でございます。強い台風13号の影響で死亡されました方々、被害に遭われました方々に心から哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

通告に基づきまして、簡潔に市長並びに消防署長にお伺いをいたします。はじめに分駐所の運用体制についてであります。市内、高宮町、美土里町、北部周辺地域住民の長年の期待にこたえていただきまして、安芸高田消防署北部分駐所を設置していただきますことに感謝と敬意を表すものでございます。先般8月21日、議会全員協議会におきまして執行部並びに消防署から分駐所の運用体制について、説明を受けたわけですが、勤務時間が6時間と1日の4分の1だ

けの時間しか勤務に当たらない。開所日は平日で、月曜から金曜まで、土曜・日曜・祭日・年末年始は本署で対応すると説明をされておるわけでありませう。このような運用体制では関係住民の不安は到底ぬぐいきれないものがあると思ふものであります。このような体制に、どのような根拠でされたのか、またこの体制で本当に北部周辺地の関係住民の負託にこたえていけるのかお伺いをするものであります。

次に業務管理委託についてお尋ねをいたします。本市におきましては、平成17年度より行財政改革の一環として指定管理制度を導入され、保育所をはじめ公共施設において業務管理委託を締結してきておられます。そうした中で、平成17年度の保育所業務の委託についての成果をお伺いするものでございます。

また、安全管理面についてお伺いをいたします。本年7月31日、埼玉県ふじみ野市の小学校で2年生の女子児童がプールの吸水口に吸い込まれて死亡するという大変痛ましい事故が発生しております。これは、委託業者が長年にわたり安全管理をおきざりにしてきた結果と聞いております。また、全国的にも安全管理が徹底していないプールがあり、急遽使用禁止にされたところも多くあると聞いておりますが、本市における業務委託は、業者側への指導は徹底しておられるとは思いますが、念のため指導についてのことをお伺いするものであります。

○松 浦 議 長

ただいまの杉原洋議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

杉原議員さんの分駐所の運営体制についてということでございます。ただいまのご質問でございますが、分駐所の設置は長年の懸案でございまして、消防署が設置された時からの分駐所の問題は6町の課題であったわけでございます。本年度の当初予算に施設及び救急車等の整備に係る予算を計上いたしまして、それぞれ事業に着手したところでございます。

一方、分駐所の運用につきましては、これに係る主たるものが人件費でございまして、安芸高田市の厳しい財政状況のもとでは、これをいかに低コストで運用することができるかが最大の課題でございます。特に一部事務組合の消防の時代にも、この人件費の問題が一番大きな課題で何十年という歳月を費やしてきて、ようやく今日までたどってきたわけでございます。なお、最近ご存じのように、地方財政が非常に逼迫をしておりまして、人件費を特にどのように抑えていくかというのが一番の大きな課題で、安芸高田市としても今後5、6年の間に100人の職員を減らしていくという計画を立てておるなかで、消防職員を増やすという問題が大変、我々も頭の痛い問題であるわけでございます。昨年度そのような問題をクリアをする方法はないだろうかと、こういうことを研究してまいりまして、消防庁等の国の意見もいろいろ聞きながら救急業務に特化をして、火災等の消防につきましては消防団にお世話になるということがありますが、この救急業

務だけに特化して、しかも消防職員のOBを採用して、非常勤特別職でなんとか対応はできんだろうかと、いうことでいろいろ研究をしてまいったわけでございます。特に人件費の抑制をどのようにするかという体制を今考えて、非常勤特別職で対応すると、こういうことで対応をしたわけでございます。もちろん、これをもって関係住民の負託に十分こたえるとは思っておりません。まずはこれでスタートをさせていただきながら、状況を見ながら順次充実をしていくと、こういうことをひとつ対応させていきたいと考えておるわけでございます。救急業務の実態を見ましても、ほとんどが昼間の救急業務が多い時で、夜間深夜はほんと限られておるという状況でございますので、まず、一番業務の多い昼間に対応するというところで、そういう措置をとらせていただきましたのでご意見は十分わかりますが、我々も財政の状況等も考えながら住民への対応も十分していくという、両方をにらみながら今後考えさせていただきたいと考えております。

○松浦議長

答弁が漏れがございます。

○児玉市長

すみません。次の答弁が一部私が答弁をさせてもらって、あと教育長が答弁するということになっております。

平成17年度の保育所の人的業務委託の成果についてのお尋ねでございますが、人的業務委託は実施初年度という状況の中で、随時総務課、担当課及び委託業者と連絡調整しながら実施してまいりました。保育所の業務委託は他の施設と違いまして、年度中途でも入所児童数の増加や正規職員の育休、病休、出張等により、急遽職員を補充する必要が生じたり、また、パートでの補充を必要とすることもございます。このような不規則な雇用の形態に対応するためには、現行の制度はなくてはならないものとなっておりますのでございます。また、お尋ねの財政効果についてでございますが、基本的にコストの比較は、従前の臨時職員等を雇用していた場合の賃金等の額と比較するのではなく、委託業務をすべて正規職員で対応した場合の人件費と比較した場合、どれほどの効果が見込まれるか、ということであろうと思います。先ほど申し上げたとおりの状況から、単純に平成16年度の決算額と平成17年度の決算額、または18年度の予算額を比較し、評価することはなかなか難しい問題であろうかと思っております。

よろしくご理解賜りたいと思います。また、次の質問につきましては教育長の方から答弁をいたします。

○松浦議長

以上で市長の答弁を終わります。

続いて答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

プールの管理委託と安全について質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

埼玉県ふじみ野市のプール事故は誠にいたましい事故で、安全管理の徹底をすることが施設を預かっている者として必要最低限の義務で

あることを改めて肝に銘じた次第であります。埼玉県ふじみ野市のプールで起きた事故を受けまして、早速、プールの排水口の点検を行いました結果、市内では向原の有保プールと高宮の船佐東プールに、排水口の蓋が、ネジあるいはボルトでしっかり固定されていないことが判明しました。すぐに使用を中止しまして、ボルトの固定をする修繕を行いました。船佐東プールは、8月11日までの使用予定でしたのでそのまま使用を中止し、有保プールについては、8月9日に使用を再開したところです。市内のプールのうち、指定管理しているものは、吉田温水プール、B&G海洋センター3施設であります。教育委員会が所管しているプールについて、8月10日のプールにおける安全確保のための緊急アピールという通知がございましたので、これを受けまして、監視員が適切に配置されているかどうか、監視員に対してプールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているかなどを点検し、点検結果をそれぞれのプールに掲示しておるところでございます。委託している業者には、排水口の蓋を固定しているボルト等の緩みがないかの点検はもちろんのこと、日々の監視体制を十分図り、安全確保のため万全を期するよう指導しておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問ありますか。

13番 杉原洋君。

○杉原議員

はい、13番。

答弁をいただいたわけですが、財政上のところを私も存じておるわけですが、あまり責めたくはないわけですが、市民に久しくやはり平等に福祉をあてにやならんということ言うまでもないですね。この対象地域は吉田病院、どうしてもこの安芸高田市は医療をしてもらうというのは吉田に出にゃいけないのですね。そうした中で、距離が遠いことと冬期間に時間がかかるわけですね。そういう中でなんと申しまして、言うまでもないですが命が一番大事なんですね。それが救われるか救われんかということになるわけですね。そのために市長さんは分駐所をどうしてもやってやろうというので勇断したところであります。それに感謝しております。そうした中で、もうひとつこの救急業務の実態を統計をとりながら、きめ細かく配慮をしていただいておりますが、生身であります。いつどがなことがあるかわからんのですよね。それは誰もが保障できませんよね。あった時にこれが必要なんであります。そういうことからおきまして、どうしても1日に6時間体制で運用していただくというのは耐えられんわけですね。関係住民は、そのことをもうひとつ聞いてみたいと思います。業務委託をされた中で成果は一様には言われんという答弁がなされております。そのように私も思います。これ11月の決算においては明らかに示されるように思いますので、こ

ここで深く問いただすことはいたしません、成果は出ておるように言われましたので、11月に示していただきたいと思います。

また、プールにあたりましては教育長適切な、当局におかれましては適切な措置をとっていただいておりますように思います。どうか今後におきましても毎年やっていかねばならないことをございまして、安芸高田市から他市のような事件が、事故が起こらないように万全を期していただきたいと思います、このように思います。

○松浦議長 ただいまの再質問について答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ただいま杉原議員さんのおっしゃったとおり、分駐所の問題につきましては長年の懸案であったわけでございます。数字から見ますと非常に人の命に金はつけられんということは、全くおっしゃるとおりでございます。しかし実態は、現在平成16年度の実績から言いますと年間1,400件救急車が市内で出ておるわけございまして、その中で30分以上の地域へ出ておる件数が比率から見ると非常に少ないという問題もございまして。そういうことも考えながら、今後住民の皆さんに安心してもらえるような体制を順次整えていきたいということで、まずこの問題に一応長年の懸案に突破口を開いたということで、まずご理解を賜りたいと思います。それから人員の配置についても、基本的には正規職員を配置するのが本当でございますが、やっぱりいろいろ国・県と協議をした結果では、救急資格を持っておる職員なら非常勤特別職でも対応しても違反ではないと。ええとは言わんが違反ではないと、こういう回答をいただきましたので、そういう方向にさせてもらってできるだけ人件費を節約しながら、僻地の皆さんのご期待にこたえるという対応をさせていただいたということで、ご理解を賜りたいと思います。

今後、ご指摘のとおり順次対応を考えていく必要があるというように考えております。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

13番 杉原洋君。

○杉原議員 誠意ある回答をいただいたわけでありまして、もう少し踏み込んだ体制にしていただきたいと思います。徐々にでなければならぬと思います。そうした中で、昨年も智教寺でちょうど1年余りになりますが、スズメバチに襲われたわけですね。もう少し早かったら命を落とすんじゃないかなと、遺族の方が悔やんでおられました。そういったことも、事例もあるわけでありまして。数が少ないとは申されましても、やはり一人ひとりが大切なんじゃないかというふうに私は思います。誠意を持って取り組んでもらっておりますので、期待をしております。どうぞひとつ、関係住民の方が安心して暮らせるような体制に一日でも早くしてもらいたいことを強く要望いたしまして、私の質問

を終わります。

- 松 浦 議 長
- 杉 原 議 員
- 松 浦 議 長

答弁はいいですか。

いいです。

以上で杉原洋君の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時58分 休憩

午前 11時12分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松 浦 議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

20番 亀岡等君。

- 亀 岡 議 員
- 松 浦 議 長
- 亀 岡 議 員

はい、議長。

自席にて発言を。

私は本議会での質問としましては、それぞれ皆様のお手元にございますように、障害者自立支援法による関係者の負担増につきまして、これが軽減措置を求めるということで、通告をしていたわけですが、先般、それと同一の内容の請願が関係地区の組織の代表の方から提出され、これが所管の文教厚生常任委員会に付託審議をされることとなっております。したがって、この件につきましては今後議会が係わっていくという案件になってまいりますので、この際、私の質問を取り下げることとさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 松 浦 議 長

ただいま亀岡議員の説明で、20番、亀岡等君の通告質問は取下げられました。

~~~~~○~~~~~

- 松 浦 議 長

続いて通告がありますので発言を許します。

16番 今村義照君。

- 今 村 議 員
- 松 浦 議 長
- 今 村 議 員

議長。

はい。

あきの会所属の今村でございます。今回大枠3点の質問をしてみたいと思っております。

まず、第一に市独自の政策の展開についてでございます。地方分権化に伴い、地方自治体の独自な政策が求められている点でございます。合併という手段で地方自治体の組織のスリム化、事業や事務の重なる部分を除き財政の効率化、職員の能力開発や人材交流によって国や県の事務事業などの権限移譲の受け入れ対策の強化等によりまして、住民への行政サービスの提供を図るため合併を促進し、安芸高田市が誕生して2年半経ったわけでありまして、その間の情勢の変化はさまざま合併準備期に立てた建設計画や、それに基づいて合併年度に計画いたしました総合計画は、6町の課題を持ち寄り全体構想としたもの

でございますが、今や各地域から市全体の施策への転換が求められようとしているのではないかとというふうに考えるわけであります。財政の逼迫は顕著で、国や県に依存した自治体の行政執行では当市の展開は開かれないのではないかと危惧するものでございます。従来の手法を超越して、市が主体的に全体的にみずからの自治像を描くことが求められているのではないかと考えるわけでございます。市としての地方分権の理念を国や県の推進、分権推進計画ではなくてみずからの言葉で表現し、市独自の自治推進計画を策定すべき時期にきていると考え、目指すべき基本目標の実現に向けた政策展開につき、3つの対策についてご所見をお伺いしたいのであります。

まず第1点目が行財政改革の重点対策でございます。本市の集中改革プランの策定がなされ、その目的とするところが地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針にとって、集中的に取り組む主要課題として7つの項目を抽出され、17年度から21年に至るまでの行政プランが示されておりますが、これは市民にとって大変総花的であって、中身のほどは理解しがたいものというふうに私は考えるのであります。かかる観点に立って行財政改革の重点対策についてのご所見を改めてお伺いをしたいのでございます。

次に2点目として、定住促進対策についてお伺いするものでございます。もとよりこの対策は、中山間地に位置する本市にとって最大の問題であります。これまでのように6町、まんべんなく定住を図るという手法では、無駄なばらまき行政になるのではというふうに考えるわけでございます。合併当初の指標であります「2014年度に3万5千人の人口に挑戦するための具体的な戦略」としての中長期にわたる対策。広島市、東広島市、三次への隣接地域を有機的に結びつき、短縮化を図る政策を国や県に求めると同時に、市独自の土地利用計画による定住促進を図る住宅地の特定化、そのためのインフラ整備等文教対策だというように考えますが、その対策をお伺いしたいのであります。

次に3点目として農林水産業などの産業対策でございます。もとより原点は産業活性化にあり、生産性を高め、付加価値を高め、いかに経済的に向上を図るかということでございます。地域柄農林業は主要産業であります。その基本目標は分野の中でいかに就業人口を高め、農林業で食っていける層を増やし、生きがいを持って生産に携わる層を増やし、全体的な底上げを図る施策が必要と考えるわけであります。例えば10月から稼働いたしますアグリフーズへの供給体制の整備も計画よりも随分と遅れていると予想しますが、農業について見ると即効的な生産性は期待できませんので、その供給体制を安定的に流通できる仕組みをつくり上げることが課題でございます。もちろんそのための対応が、すべて行政の責任において行うということは不可能ではございますが、市民へのサービスと地域の産業振興への役目を担い、

基本目標として農業に係わる就業人口の増加を立てるなら、その方向でリードしていくことは行政の役目であろうというふうに考えるわけでございます。また、高齢者、福祉の面から見ても前期高齢者の有効活動、生きがい対策から見ても、シルバー人材センターの機能をより高め、就業の機会や専門性を発揮して、労働力の円滑なる確保も生産性を高めることにつながるのではなかろうかと考えるわけでありです。一方、若年層の対策として定住促進を図るなら、就業の場としての企業誘致も必然となります。企業誘致をするならそのための進出しやすい環境整備も考慮しなければなりません。ないない尽くしの中で市の将来展開を図るためにも、市独自の基本目標に基づいた産業振興策のことについてお伺いしたいのであります。

次に大枠2番目、危機管理体制に向けていかなる対策を取るかということでございます。今回図らずも13号の思わぬ災害に被災された市民の方々、この方々にはお見舞いを申し上げ、そのために出動された関係各位については深甚なる敬意を表するものでございます。この案件のように、ここ数年の異常気象による風水害がところ構わず時期も構わずやってきて、その災害による犠牲は人・物、これを問わず甚大なものがございます。気象庁によりますと、集中豪雨の発生回数は10年前に比べて、倍増し、台風も異変と言えるほど上陸が増えていると思われまふ。水害の犠牲者数も近年3桁に及び、原因として今年の防災白書は情報伝達の遅れとともに、台風や大雨では死なないという防災意識の希薄化を挙げております。図らずも今回露程をしたわけですが、安芸高田市の地形を見たとき、陰陽の両先負にあつて大雨による水害は少ないであろうというふうには誰も予想したわけでございます。しかしながら今回集中的に市内及び周辺に豪雨を見舞われた時には、急速な氾濫による住宅や道路などに与える影響がもろに出てきております。特に吉田町内、甲田町内の一部、今回は図らずも八千代町にもその被害は及ぶというふうに私は推理をしたわけですが、それ以前に想像以上のものが今回ございました。地震時の対策についても共通することでございます。災害情報を的確に伝え、危険なら避難を呼びかける。住民は助け合つて安全な場所に速やかに避難することが重要でございます。かかる観点から3点お伺いいたします。

避難避難についてどのような対策を立てるかということです。災害時要援護者リストをどう作成し、整理するか。避難支援プランも合わせ、基本的なこの考え方、それと同時にどうそれらに対して具体的に対応をしていくのかご所見をお伺いするのが1点目であり、その避難施設の安全性をどう優先的に立てていくのか。あるいは自主防災組織をどういった形で活かすのか。3番目に水道事業について考えてみたいのでございます。地震や陥没による配水管、今回図らずもこのことを露呈しておりますが、送水管の事故、逆に干ばつによる用水の不足なども対応した危険回避の方策もあろうかと思ひます。そのひとつ



として、これまでは各町単位6町でそれぞれ水道事業は行われておるわけですが、これを市全体のひとつとして事業を考え、あるいはブロックごとに有機的に連結できる方法もあるのではないかと考えますが、その対応について考えられているのか。また、そのお考えがあるとすれば、いつどのようにされるのかお伺いをしたいのであります。

次に大枠3番目、小中一貫教育、中高一貫教育についてでございます。一貫教育についてどのように考えられ、その意義、教育効果があると認識された時、早急に制度導入は無理としても将来一貫教育をどうとらまえ、具体化されるお考えについて教育長のご所見をお伺いしたいのであります。図らずも2年前、9月の定例議会で中高一貫教育についてご意見を伺いました。安芸高田市が誕生して3校ある高等学校の再編成も含め、少子化に向かう現状を考慮し、子どもたちに豊かな学力と社会に出たときにすぐに対応できる生きる力を公立高校で進路保障が担保されうる仕組みづくりをし、全体の制度として考える必要からご所見をお伺いをいたしました。高校は県の所管ということで制度上いろんなハードルはあるとしても、それへの思いは一層私は募るのであります。今回は市独自の教育改革施策として、また教育における地方分権実現のために小中一貫教育の取り組みによって、学校改革を図る観点から論議を進めたいのであります。合併後、学校選択制の一環として通学区域の弾力化、学校へ復帰できるための適応指導学級の創設、外部評価制度の導入、学力定着制度調査、開かれた学校づくりと数々の教育改革は進められてきておりますが、目指す学校のシステム転換までにはまだ至っていないのではないかと考えるわけであり、係る観点にたつて、義務教育の充実化を図る方策として市内の小中学校経営のあり方と、従来求められてきた均一性、平等性の重視の件から個々の個性、能力を伸ばす柔軟な教育への転換と公立学校の活性化と、質の向上を目指した特色ある教育活動の展開が期待される一貫教育についてどうお考えになっているか、また具体化に向けた方策があるとすればその考え方もお伺いしたいのでございます。

以上大枠3点の質問をさせていただき、自席にてまた再質問をさせていただきます。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

まず初めに市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの今村議員のご質問にお答えをします。

まず、市独自の政策展開による行財政改革の重点対策というお尋ねでございます。本市の行財政改革は、昨年度に策定いたしました行財政改革大綱及び実施計画に、まず第1として信頼性の確保、2行財政経営への転換、3といたしまして地方分権に対応した行政組織体制の確立、4といたしまして公共施設等の有効活用と適正管理、5といたしまして事務事業の見直しという5つの改革の視点を掲げまして、1

4 4の具体的な項目について実施目標年度を定めまして、現在、取り組みを進めておるところでございます。さらに、それぞれの項目については、個別の進行管理表で進捗状況を管理するとともに、毎年2回程度のヒアリングを実施しているところです。

また、集中改革プランにつきましては、国の「新地方行革指針」に沿いまして、市の行革大綱及び実施計画との整合を図って、事務事業の再編・整理・廃止・統合をはじめ、7つのポイントを定めまして公表し、取り組みを進めております。この行政改革の取り組みによりまして、まず、事務事業の重複などを廃し、人口規模に見合った適正な予算規模をはじめ、効率のよい行政執行を目指してまいります。

次に、定住促進対策の対応についてのご質問にお答えいたします。現在、定住対策と言われるものは、2つのことが言われています。ひとつは、若者の定住でございます。この対策のためには、住宅と働く場の確保を中心に、子育て環境、生活環境の整備等総合的な施策の展開が必要であるものと考えております。安芸高田市においては、関係課で定住対策会議を設置し、連携をとりながら施策を展開しておりますが、特に経済のグローバル化の中で、中山間地域においては企業誘致が非常に厳しい状況になっており、安芸高田市にとっても、働く場の確保は最大の課題でございます。このためにも、広島市や東広島市に隣接しております立地条件を生かしまして、短時間での通勤を可能とする交通体系の整備は、最大の課題であると考えております。JR芸備線については、通勤快速の導入によりまして広島市へ1時間以内の通勤圏内となりました。また地域高規格道路東広島高田道路や国道54号線可部バイパスの早期完成に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えています。これらの道路交通網の整備ができれば短時間で東広島、広島市へ通勤できる快適な地域になると、このように考えておりますので、そのことも若者定住、また企業誘致に変わるものとして我々は進めていきたいと考えております。

一方で、市内に働く場をつくっていく取り組みも当然なされるべきであり、市内の事業者の皆さんに起業していただく支援も引き続き行っていきたいと考えております。特に安芸高田市の最大の資源である農業の企業化等をとおして働く場の確保を図っていくことも問われているところでございます。

二つ目の定住対策は、団塊の世代に対する定住対策であろうかと思えます。いわゆる2007年問題といわれる大量の定年退職者に定住してもらうことを狙ったものでございます。この対策については、現在広島県交流・定住促進協議会で、民間団体を含めて対策を検討しております。今後、広島県を挙げての取り組みがなされる予定になっております。協議会での議論を見てみますと、中山間地域に定住を希望する定年退職者の多くは、自然に恵まれた住宅で農業や趣味を生かして心豊かに暮らすことを求めているとされており、この対策の最大

の課題は、空き家と農地情報を的確に把握し提供できる体制を早急に確立するとともに、農業技術の取得等の支援策を確立する必要があると考えています。安芸高田市としても、県の定住促進協議会での議論を踏まえながら、こうした体制整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の産業対策についてでございますが、申すまでもなく、農業は安芸高田市における基幹産業でございます。市といたしましては、総合計画並びに安芸高田市広域農業振興計画の具体化に向けて農協、農業委員会、農林業振興公社などの関係機関と連携をいたしまして、総合的な農林水産業の振興を図ってまいります。具体的には、農業従事者の高齢化と減少の中で、担い手の育成、生産コストの低減や生産力の向上につながる技術指導の充実、こだわり米などの消費者ニーズにあった農産物の生産拡大の推進にさらに力を入れ取り組んでまいります。また、来月から稼動いたします農畜産物処理加工施設の整備は、米や野菜の販売先の確保と、雇用の場の確保につながるものと期待をしております。先日も関係のところと聞いてみますと、地域の野菜については、農協が中心になって、計画生産を見まして契約栽培等に今の対応をしておりますが、なかなか品目化、多品目でありますし、農家の対応が今ひとつという問題もあって、この品目については限定された品目で今対応していくということでございますが、安芸高田市内の鶏肉の販売をやるところから仕入れをする、それからソーセージについては、ニュージーランド村にありますソーセージの工場からとると、こういうような話でございます。また、市内のコンニャクの業者からコンニャクを仕入れると、これも1月分が1日くらいの量になるというようなお話もしておりました。また卵についても市内の卵を使っていくと、こういうことでございますし、醤油等についても市内の醤油を今検討中であると、こういうことでいろいろ農産物以外の、いわゆる農業産品、関連産品の振興にもつながっていくと、このように考えておるところでございます。安芸高田市のような中山間地域で、農業を守り持続することは、その地域の自治推進にも大きく係わるものでございまして、農業が持続できる営農システムの構築につながる集落営農の推進を、さらに推し進めてまいりたいと考えております。また、森林資源の保全・育成については、引き続き森林整備事業を進めながら、公益的機能の維持・増進や経済的機能の発揮を図っておるところでございます。特に森林については、森林税・水源税というのが前から課題でございましたが、聞いてみますと県もいよいよこの森林税・水源税にしましては本気で対応を考えておるんじゃないかと、まだ具体的なことはわかりませんがそういう情報も得ておりますので、それをもって今度は山の整理をすると、水源税を持って山の整理をすると、こういう方向も明るい方向が見えるのではないかと、こういうふうを考える。まだ、これは未定でございます

が、方向としてはこういう方向に向かって行くのではなかろうかと思  
います。

次に、商工業の振興にかかります企業誘致におきましては、市内の  
工業団地の1カ所の空き箇所がございますが、現在県の担当部署と連  
携をし、新企業の誘致に鋭意取り組んでおるところでございます。ま  
た、市内中小企業者の活性化を図るための支援としましては、企業の  
ステップアップのための経営革新塾、起業者の支援をする創業塾など、  
産業活動支援センターを中心に取り組みを継続してまいります。ご承  
知のように、市内6町商工会は来年4月に合併を計画されており、こ  
れにより事業実施体制の強化、経営支援の資質向上など機能強化が図  
られ、さらには、市との連携強化につながり、より効率的な事業の取  
り組みが期待をされるものと考えております。

以上それぞれの分野で取り組みに努めてまいります。今後におき  
ましては、農林水産業、商業、工業など、異業種との連携交流が重要  
であり、新たな取り組みも検討してまいりたいと考えております。

次に、危機管理体制強化のうち避難についてのご質問でございます  
が、近年、全国各地でゲリラ的な集中豪雨や台風等による水害、土砂  
災害等で、多くの人的被害が起きていることから、住民への避難勧告  
等の発令のタイミングは、行政として重要な責務であると考えており  
ます。特に今回の台風13号に関連する災害について、我々も改めて  
その重要性を認識をしたわけでございます。また、避難につきまして  
は、国及び県から避難勧告等の判断基準と伝達マニュアルの作成と、  
災害時の要援護者の避難支援についての2つのガイドラインが示され  
ております。現在、安芸高田市としては、避難勧告の想定対象区域や  
災害時要援護者をあらかじめ特定し、把握することを中心に具体的な  
作業を進めておるところでございますが、今回の災害の経験から見ま  
して、マニュアルにないことが結局は起こってくると、こういう問題  
でありまして、いくらマニュアルを決めとつても最終的には即決即断  
で責任者が判断をすると、こういうことが必要であろうとこのように  
考えております。それぞれの関係者と十分、今後協議をしてまいりた  
いと思っております。また、災害時の要援護者の避難支援については支援班  
の設置に向けて防災関係部局、福祉関係部局、地元の自主防災会や地  
域振興会との連携協力を得ながら、支援体制のプランをしてまいりた  
いと、このように考えておるところでございます。

それから次に危機管理体制強化のうち、施設の安全確保のご質問で  
ございます。避難施設につきましては避難された方々がある程度長期  
にわたって滞在することも想定し、開設する必要があると考えており  
ます。基本的には現在の基幹集会所や学校等の避難施設として考えて  
おり、現在危険箇所にある避難施設の見直しをしているところでござ  
います。今後は避難者と避難施設の安全確保を第一に考えて、開設地  
や開設後の施設の運営マニュアルを整えてまいりたいと考えておりま

す。

次に、水道事業についてのご質問でございます。風水害等の異常気象による自然災害発生対応につきましては、地域防災計画に基づき、災害の発生予測や発生状況に応じて、注意体制から非常体制の配備体制を敷き、支所を含めた職員の配置や災害への対応を行うこととしております。水道事業につきましては、風水害等の自然災害以外にも、水道管漏水事故や水質汚染事故等の発生が想定され、これらについても早急な対応が求められておるところでございます。自然災害に伴う水道施設災害や水道管の事故の対応マニュアル及び水質汚染事故対策マニュアルの策定について、現在検討をしておるところでございますが、今回の災害でも八千代町では水道の橋に共架しておいた橋も一緒に流れたと、こういうようなことでこの問題については緊急対応させてもらったんですが、まだやはり根の谷川の水量が減らないということで、その1カ所はまだ対応ができないということで、現在その関係先には水の供給を市役所がしておるような状況でございます。いずれにしても、水道については先の呉・江田島等の断水事故でもわかるように、市民生活に直接かつ重大な影響を及ぼしますので、日ごろの点検をより強化してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次の質問については、教育長から答弁をいたします。

○松浦議長

以上で市長答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは先ほどのご質問にありました小中一貫教育、中高一貫教育についての質問にお答えしたいと思います。小学校と中学校、中学校と高等学校が、それぞれ一つの学校として一貫した教育観や指導方針で教育実践を進めていくことは、児童生徒にとって校種間による段差が少なく、教育効果が期待できる一つの方策であります。将来、児童生徒も減少し、学校施設も老朽化するなどの課題とあいまって、新たな学校建築に当たってみましては、一貫教育校も視野に入れた学校づくりも考えなければならないと思いますが、当分の間は学校間連携を通して教育効果を高める努力をしたいと考えております。現在、教育委員会といたしましては、中学校入学後、指導方法や重点の置き方で生徒が混乱をしないよう、地元小中学校は例えば、「時間を守る」「挨拶をする」「人の話をきちんと聞く」など、生徒指導の3原則を共有するよう指導し、児童生徒の学力や生活の実態を情報交換し、「知・徳・体」の基礎基本の徹底を図るよう指導しておるところでございます。こうした中、小中の校種間の総合批判も少なくなっており、落ち着いた中で、事業や行事をできるようになってきておると受け止めてきておるところでございます。

次に中高連携関係でございますが、中高連携では、中学校の研究公

開には地元高等学校に案内を出し、高等学校の授業公開には地元の中学校から参加して情報交換するなど、地元の中学校と高等学校が互いの教育を理解し合う取り組みを進めておるところでございます。また、中学生が高等学校への体験入学や文化祭への参加など、安心をして進路選択ができるよう学校間の生徒の心の連携を進めておるところでございます。さらに、今年度の市内小・中・高等学校の管理職研修におきましては、中高連携教育先進校の校長を講師に招いて、地元の生徒の進路希望を実現するための具体的な実践について研修を深める予定にしております。これらの取り組みは、あくまでも連携教育でございますが、小中一貫教育、中高一貫教育は、それをさらに推し進め、学校経営者は校長1人で、それぞれの校種間の専門性を生かし、一貫した目標や手法を共有することによって、進路希望を実現する教育の創造のために重要な課題であるにとらまえており、今後、継続して研究課題にしたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問につきましては午後からお願いすることとし、この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、再開いたします。

今村義照議員、再質問がありますか。

16番 今村義照君。

○今村議員

午前中の市長の答弁で大変懇切丁寧に各施策にわたって答弁をいただいたわけですが、私はあくまでお伺いしたいのは、市が主体的にみずからの自治像を描くための政策的な、基本的な考え方をお伺いをしたわけですが、さすれば、本来ならその3つの対策について目指すべき基本目標が具体的にはあるだろうというふうに思うわけですが、そのことについてさらに言及をしたいのですが、施策は施策として例えば、行財政改革の中で144項目のことをやるのは当然でございますが、やはり現状における行財政改革の重点対策ということになりますとそれを進めるために、では逆に最大の課題は何なのかということを検証してみることが必要だろうというふうに思うわけですが、その最大の課題を物色することによって基本的な目標が示されるんだと思いますが、それらについて市長、もしくは担当部長の方からもご意見をお伺いをしたいのでございます。

次に定住対策の点でございますが、団塊の世代の受け入れのために県との協議の中で、進めていきたいという答弁でございました。それが具体的にはどういったような形でそれを促進するのか。ご腹案があればお示しを願いたいのでございます。

次に産業対策でございますが、それらの各種の施策については、これまでの総合計画やあるいは今年度の予算の関係から見ても理解できるわけでございますが、基本的な目標ということになりますと、例えば担当部局として市の生産性を上げる。あるいは総所得を上げるというのは大前提でございます。それらの数字的な目標を将来掲げて各種施策を行うという手法が必要だろうというふうに思うんですが、そこら辺に対するご見解はいかがなのかお伺いしたいのでございます。

それから答弁の中で、森林税のお話しが出てまいりました。これは、県はその方向で今回進めるということが先般の新聞報道にも出ておりましたが、では市として山林の定義及び新林業の湖上に対して、そのことを強烈に進め県にそのことを求めていくのか、そういう姿勢をお持ちになるのかどうか、その視点をお伺いしたいのでございます。さらに定住策の一環として企業誘致の問題も出てまいりました。その中で県との協議の中で、それも非常に難しいけれども進めたいという方向性は示されましたが、どうも積極的な姿勢とは思えないわけでございます。なるほど企業誘致をするために県や国の情報を得ることは大変必要なことではございますが、それを一歩進めて市の政策として積極的に誘致をするんだという方向性については、どのようにお考えなのかお伺いしたいのでございます。

次に危機管理体制の問題でございますが、今回の災害で一部では避難についての情報がまんべんなく行われたかについては、若干疑問視のところもあるというふうに思うわけでございます。情報伝達の手段として、そこら辺が今後の問題になるかと思いますが、そこら辺の対策についてどのようにお考えなのか、改めてお伺いしたいと思います。さらに避難について、災害時の要援護者の把握というのは極めて今難しい状況にあると思います。いきすぎた個人情報で都市部ではそのリストを作成することが難しいというような状況もあるようではございます。しかしながら、災害時に要援護者がリストから外れているということになりますと、大変なことになると思うのでございます。ここら辺のリスト整備に向けて、どういう形で対応策をお考えになるおつもりなのか、そこら辺の今後の進め方についてお伺いをさらにしたいと思います。

3番の水道事業の問題でございます。いろんな形での点検強化というのは当然でございますが、今回私が特に水道事業のあり方のことについての危険回避の方策をお聞きしたわけではございます。その中で言いましたが、これまでは町別に事業がなされているものを例えば、統計列のところを連結して、今後危機に対しての活用策もあるのではなかろうかと、そういう方策が取れるかどうか、あるいは事業別に広域事業と冠水事業あたりの事業の違いがございまして、そこら辺を超えた形でこれらの災害時に備えた形での連携ができないものかどうか、

そこら辺の検討についてのご見解をお伺いをしたいのでございます。

また、一方特殊な水道事業というのは事業でございまして、絶えず日常的にその水道が給水が確保されるのは当然でございますので、他の事業と違って非常に維持管理には神経を使うわけでございます。これはささいなことかもしれませんが、いざ災害が起こったときに業者に依存することは非常に強い事業だというふうに思うわけでございます。例えば基幹施設は大手の建設業者がやるケースが増えてまいりました。しかしながら水道事業を維持管理、日頃するのは指定の業者でございます。そうした場合に、日頃の維持管理能力をする力が果たして、基幹をやった、例えば土建業者にそういった能力があるのか、そこら辺についての日頃の維持管理体制についてもご見解があればお聞きしたいと思うわけでございます。

次に一貫教育の問題でございしますが、これまで現状では学校間の連携によって、それに近づけるという方法が取られてまいりました。そのことによって、小学校、あるいは中学校の指導のあり方を埋めるんだということがなされておるわけでございますが、この学校間の連携の中で教育指導要領に基づいた形での連携及び協議の場が持たれるのかどうか、今のままで果たしてそれが可能なのかどうか、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいのでございます。今後の一貫教育については研究課題というふうにされたわけでございますが、市内の小中の現状を見たときに、例えば小学校、中学校が1校ずつのところ、向原町であり美土里町でございまして。そして、他地域では小学校が複数ありといったような状況がございまして。それらの地域的な特性の中で、一貫教育に向けてのこれからの基本的な考え方についてご見解をお伺いし、さらに小中1校ずつの地域から一貫教育に取り組むお考えがあるのかどうか、合わせてそこら辺のご見解をお伺いしたいのでございます。

以上でございまして。

○松浦議長

ただいまの今村義照君の再質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

行政改革の重点対策についてというご質問でございしますが、もう少し具体的な問題の答弁ということでございしますが、担当部長の方からわかる範囲以内での答弁をしていきたいというふうに思います。

それから若者定住対策の中で、企業誘致ということもお尋ねでございまして。やはり定住対策では具体的には特に若者については、優良な住宅があれば、若者はある程度来てくれる、しかし大々的にこの優良な若者定住住宅をつくるというのは、財政的に非常に厳しいと、こういう問題でございまして、いくらでもつくれる問題では、私は財政の面から言えると思います。したがって、今後市営住宅をつくる段階でできるだけ若い人に入ってもらえるような、法で規制がございまして、規制の範囲内で若い人たちに入ってもらえるような方策は取れん



だろうか。今関係課にも話をしておるところでございますし、先ほどの答弁でも申し上げましたように、道路の整備については国道54号、平成18年度には山倉まで開通するという問題がございますので、かなり可部バイパスについては明るい見通しが出てきたというように考えております。また、地域高規格道路につきましては、ご存じのように既に中心線が決まりまして、測量の説明会を3カ所で行っております。第1回目の説明会で行ったので、なかなか厳しい意見もあったようでございますが、第1回目の状況で見ますと、議員さんもお出席をいただいておりますが、やはり一番感触のよかったのは吉田地区ではなかろうかと。54号から枝分かれすると。そこはすぐ具体的に交渉に入れるような状況であると。それができれば今度はあそこを買収して54号から別れて江の川に橋を架けてすぐトンネルに入ると。あっから着工するというところでございます。トンネルの出口の向原の正力というところも第1回の際には厳しい意見もあつたんですが、担当部長から聞きますと大分やおうなつてもらうたということ、明るい望みが出ると思います。それからそこまでを第1期で、トンネルの出口の正力までを第1期でやるということでございますので、あそこへハーフインターをつくりましますので、正力へ。そこから先を今度は県道までを、工事を引き続いてやるということでございますので、一番感触が厳しかったのは戸島の県道にタッチするところでございますが、これも私は最終的にはもう2、3辺行けばご了解賜ると思っておりますので、まず手始めにそこをやって、引き続いて豊栄の方へ行くということでございますので、あそこは芸備線と県道高架で渡りますので、高架で渡ったら、今の予定ではかがやきの上の方の山の両線をずっと豊栄に行くということになるようで、まず豊栄までを着工すればかなり明るい見通しが立つというように考えておるところでございます。これは、市費のいらぬ事業でございますので、国費と県費での事業でございますので、我々としてはできるだけ予算を引き出して早くこれを完成するという方向で、今努力をしておるところでございますし、市として市民の皆さんに一つの夢を与えるということから言っても大きな事業であるというように考えておるところでございます。また企業誘致については、吉田の工業団地で1社ほど撤退をされた後がまだ残っておりますが、特に新副市長になって藤川副市長にもこの企業誘致の特命ということで今動いてもらっておりますので、そこらの情報をちょっとお伝えしていきたいと、このように思います。

それから危機管理の情報伝達の問題、ご指摘のように個人情報非常に、こういう時に足かせになって、さっきも昼食前に社会福祉協議会が被災地へ毛布等の見舞いを、私が社協の日赤の責任者ということになっておりますので、実際には社協がやってくれるんですが、日赤からの見舞い品を届けたいんじやが、個人情報がネックになって、届

けるところがわからんのじゃと、そういうようなことでこれは個人情報  
の一番の悪い例じゃなかろうかと思いますが、できるだけ情報を入  
れながら配っていくと。あれでも漏れるところが出るかもわからんが、  
これはこらえてもらわんといけんとかいうようなことで、この個人  
情報というのは非常にやっかいな法律になったかなあと、去年も災害  
の時にひとり暮らし老人の名簿を出せ言うたら出されんということが  
ありまして、それは個人情報じゃけえ。担当者としては責任を問われ  
た時には、担当者の責任を問われるという問題がございまして、非常  
に難しい問題が今起こっております。民生委員さんはそこらはみな持  
っておられますが、民生委員さんがそれを公表するわけにもいかん思  
いますんで、やはり民生委員さんと地域が絶えず連絡を取りながら、  
内々のうちに情報はつかんでおく必要があると、このように考えて  
おるところでございます。

それから水道の広域化というお話しでございますが、簡易水道につ  
いて私はその他のものについて情報はわかりませんが、簡水の役員を  
しておりますので、国の方は今簡水の広域化というのを打ち出してお  
ります。ですからつなげるところはつないでいくと、こういう政策を  
国は打ち出しておりますので、しかし安芸高田でそれができるかどう  
かいうのは、非常に山があつたり広域なんで、難しいところがある  
と思いますが、もしできるところがあればそこから広域化しておけば、  
万一の災害の時に融通がきくということになるろうかと思ひます。

以下、それぞれ副市長、また担当部長の方から詳細にわたって説明  
を申し上げたいと思ひます。

○松浦議長

ただいまの再質問にて市長答弁を終わります。

続いて答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

議長。

○松浦議長

はい。

○新川総務部長

財政的な行財政改革の関係でございます。ご承知いただいております  
ように、国の集中改革プランにのっとり7つの項目というものも  
定めさせていただいております。その中でもいろんな情報の中で、現  
在144項目をチェックをかけさせていただいておりますけれども、や  
はりその意義と申しますのも、やはり職員一人ひとりが意識改革を持  
った行財政改革に取り組むということが一番必要であるのではな  
かろうかと思っております。この7つの項目の具体的な144項目につ  
いては、原課の事務担当の方から上がってきたことございまして、  
そういう状況を定め、実施目標等も定めておるわけございまして、  
それを基本的に進めていきたいというように思っております。ただ、  
そういう目標を掲げておりますけれども、基本的にその項目の中の財  
源的な項目等につきましては、やはり担当また我々財政当局等の一個  
一個の項目チェックと言いましようか、やはりそういうことが必要であ

るのではなかろうかと思っております。

それと、現在のそうした国の中の財源に伴います収入の財源の確保が非常に不透明な状況になってきております。合併前にいろんな角度で新市の建設計画等も自立をさせていただき、新しい安芸高田市の方向性を見させていただきましたが、合併後3年目を見ますと今日の国の改革のあり方というものは非常に厳しい措置を取られておるようでございます。現在145億の安芸高田市の計上の一般財源がございますけれども、その中で20億円は特別会計の方についております。その特別会計の中におきましても一番重要視されておりますのが、20億のうち10億は老人会計、また特別会計、介護、そういう福祉面に係わる会計へ年々そうした繰出しの予算が多くなってきておるのが現状でございます。その中でもそれを差し引き、145億の約45%は交付税措置をとっておりますので、その辺が非常に市としての財源確保に苦慮するという状況でございます。どちらにいたしましても、国が現在総括的な管理をしております集中改革プランを管理しておりますけれども、市といたしましてはできるだけ集中改革プランにのっとった改革をしなくてはなりませんので、随時そういうチェック項目としての審査をさせていただきたいというように思っております。それと、災害関係の危機管理でありますけど、我々もこうした災害関係に携わっていただいて、初めてこういう避難勧告という事務をとらせていただきました。実際夜の作業体系であって、非常に防災計画に基づいた形の中で辛苦させていただきましたけれども、非常にこうしたダムの放流、また江の川の増水によりまして、各河川がそこに流入できないという状況の中で、このたび多治比川の堤防崩壊という状況になったわけでございます。そういうことで今回、ダムの完成して2度目の経験をさせていただいたわけですが、こういうことは今後たびたびにダムの放流というのは操作規定でございますので、ある程度予想がつくのではなかろうかと思っております。そういう避難なりそうした遊水地域、そういうことについては市民の皆さんにやはり情報は早く出して、やはり市民の皆さんがすぐそうした避難勧告が出れば即それが対応できるような方法を日頃から身につけるということが、一番必要ではなかろうかと思っております。ご承知いただいておりますように避難勧告につきましては当然避難の準備をするということで、まず1回は消防団の皆さんによります広報と消防署の広報、市職員の広報車による誘導方法を行っております。今回はちょうど堤防の河川側の高樋地区と川手地区でございましたので、そういう地域集落を細かに回って伝達をさせていただいたということでございます。避難場所におきましても、ある程度鉄筋、また二階建てということが利用できる地域の基幹の集会所であります、老人福祉センターまた文化創造センター等を確保させていただいたということでございます。誘導等につきましては、夜でございますので、市が管理しております防犯パトを

先頭に各局部に設置をさせていただいて、2名等の職員等に誘導をさせていただいたという状況でございます。どちらにいたしましても、今後のそうした災害要求する災害というのは想定できるものについては、市民の皆さんにできるだけ早く情報を出させていただいて、完全な対応をできるような方法を考えたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長

定住策での中の企業誘致の件でございましたが、市長申しましたように、県の工業団地の跡地に食品関係の元紀文という会社がございました。そこには約土地が12,800平方メートルでございます。就任早々でございますが、担当部課長と一緒に一番企業情報に詳しい広島県の方へ出向いてまいったわけでございます。仰せのとおり雇用対策にもなりますし、今後の安定的な財政収入というのはまず何といても企業誘致だろうと私も思っております。そこでの固定資産税とか法人税が今後一番確実な一般財源化になると思っております。部長クラスの商工労働部の立地政策審議官、また立地物流室長と会いまして、その跡地につきまして、まず食品関係に適している製造体の土地利用とか物流の集積関係について私どもは積極的に話をさせていただいたところでございます。この跡地には何といても水の安定的な供給が、日量600トン以上の地下水の水が確保できるということでございます。中国地方をはじめ、周辺のそういったような食品関係の企業を現在いろいろと話をさせていただいております。担当部署の方も地下水の水温を測ったりして、その情報を県の方へ提供して、そういった企業の方いろいろとわたっていただいております。それと同時に安芸高田市も企業立地に関する奨励と申しますか、優遇処置がなんぼかは必要ではないかと思っております。今後そういったいろんな企業を誘致するには市独自の、例えば雇用対策奨励金とかですね、そういった企業設置とか優遇処置策を今からは早急に検討していきたいと思っております。さらに現在ある企業に対しても再度、再々企業訪問しながらまず信頼関係の構築というものが大事だろうと私は思っております。今後企業がどのように展開するといひましてもまず破綻、倒産しても即いろいろな情報を集めながら、あまり期間を空けないようにして次の企業の方に入っていくような、情報交換等いろいろと研究してまいりたいと思っております。

いずれにしても、雇用対策、そういった一般財源確保のために今いろいろとあたっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

定住対策の中でもとりわけ団塊の世代を対象にした、そういった対

策の具体的な内容についてというお尋ねでございます。団塊の世代の定住対策につきましては、午前中市長の方からいわゆる空き家、それから農地法等的確に把握をして、提供できる体制を整える。さらにはそこで生活する上での生業の問題や、または都会から田舎へいうことでございますので、生活ぶりも違ってまいりますので、そこらあたりをいかがお世話するんかというソフトの両面があるというふうにご説明申し上げたというふうに思いますが、そこらあたりの問題で課題なり、今後の方向を少し申し上げますと、まず空き家や農地情報でございますが、旧町村の段階では県の農業会議等がそういったお世話をしてました関係上、農業委員会の委員さんを通じてというところが多かったんだろうというふうに考えておりますけども、市になりまして農業委員さんの数も相当少なくなるということの中で、的確な情報をどれだけ集約をしてくるかというのが非常に大きな課題であろうというふうに思っております。そういった意味では当然農業委員さんはもとよりでございますけども、例えば地域振興会等々の連携ということも含めて、今後その体制をどのようにつくるかというのが大きな課題であろうというふうに考えております。一方でこの間、調査の段階では小規模でございましたので、ある意味では借り主、貸し主の善意の関係で成り立っておったということが多かったと考えておりますが、一定程度大量な不動産等賃貸をするということになりますと、そこには権利関係が生じてまいりますので、例えば古い家屋を借り主が直すということにつきましては、もともとの財産権の問題とそこから新たに発生する財産との関係をどのように整理をしていくかというふうな法的な問題も生じてまいります。そういった意味ではただ単に善意の契約ということにはなりませんので、状況によりましたら不動産事業者等、そういったプロの方のお世話ということも必要になってくるのではなかろうかというふうに考えております。ここらあたりの制度をどのように市内の上で構築するかということもひとつの大きな課題であろうかと思っております。それから先ほど都市の生活から田舎の生活ということをお申し上げしましたが、そこにおいては慣習等が大きく違いますので、そういった意味ではその集落の中にそういった人をお世話をしたり、相談にのるというふうな方の存在というの、実は不可欠ではなかろうかと思っております。多くの事例をお聞きしてみますとやはりそういったところでトラブルになって、集落の中でうまくいかないで、そこからまた出て行かれるというケースもあるというふうにお聞きしておりますので、そういった体制をどのようにつくるかということ等が大きな課題なんだろうというふうに思っております。それから市長も触れたと思っておりますけども、この田舎に住むということではただ単に趣味だけの世界で安気に暮らすということではございません。年金プラスいくらかの収入がなくてはならないわけでございますので、そういった意味でこの地方の特有の資源であります農業、これをどの

ように活用していくのか。年金プラスアルファという、いわゆる生業の体系をどのように構築していくのかということも大きな課題でありますので、そういった技術指導の問題、または販路の問題等々含めてどのような支援策を構築していくのかということも大きな課題なんだろうと思います。こうしたことが定住対策として今から全県的にも議論されますし、また安芸高田市は安芸高田市の状況を踏まえながら、そういった議論を踏まえて、具体的な施策なり事業そのものを構築していくべきなんだろうというふうに考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

危機管理の中の水道事業の関連につきましてご説明させていただきます。町別間での連絡というのは、先ほど市長の方からもお話しございましたが、国としてはできるだけ連結をするという方向を出しております。ただ本市内には旧6町、上水道、簡易水道、飲料水供給施設、それぞれ合わせまして、17施設が大きく言えばございます。上水道につきましては吉田・甲田、これが公営企業として動いておりますが、あと簡易水道規模も小さくございます。これらの連結をいかにするかということも含めながら、またもう1点、維持管理の関係についてはどうかというご質問もございましたが、これにつきましては、現在平成17年度から安芸高田市の水道事業中期経営計画というのを策定させていただいております。これは施設の現況、あるいは老朽化、今後の対応、経営状況等をそれぞれ17、18、19に分けて一定の整備をさせていただきたいと。特に現況等の問題につきましては、18年度で一定の整理ができると思いますが、今後それらをどういうふうに活かしていくか、維持管理の問題もご指摘ございましたように、非常に業者依存が強いのではないかと、特に漏水等につきましては、地域の水道に係わる業者さんには大変昼夜を問わずお世話になっておるのが現状でございます。即断水という状況の中での大変厳しいご協力をいただいております。それから施設の維持につきましては、やはり専門性が非常に問われます。そういう中で、どういう形で施設の維持管理をするか、業者の方で一部やっただいております施設もございますが、合併前は大半が直営と言いますか、職員で対応していたと。今後職員体制の問題もございますし、いわゆるそういう施設の維持管理、現在ではいろいろやっております民間への委託導入はどうだろうかということも合わせまして、包括的な民間委託も合わせながらこの中期経営計画の中で一定の方向性を生み出したいというふうに思っております。少しボリュームもたくさんございますし、内容も大変多岐にわたっておりますので、時間かかっておりますがなるべく早いうちにそういう方向性について整理したものをまたご報告をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

産業対策の中での生産性を上げることの重要性についてのご質問でございます。仰せのようにももちろん産業対策といたしましては、生産性なり採算性なりを追求するということが重要になってまいります。国、県におきましても農業分野、林業分野におきまして、企業的経営体へ特化した政策に転換をしてきておる状況でございます。特に農業の関係におきましては、平成19年度から農政の大きな転換を迎えておるといような状況でございます。ただ採算性、生産性を追求をしていくのみでこの中山間地域における農業林業の生産基盤なりを維持保全していくということが果たして対応できるかということになりますと、それのみではなかなかそういった面への対応がしきれないという状況でございます。それと合わせてやはり維持保全をしていく視点の政策が必要になってこようと思っております。もちろん農業林業に係ります関係機関、北部農協、あるいは森林組合等との事業計画、あるいはそういった面の連携の、当然とってまいるという必要になってまいりますし、今後におきますそういった具体的な施策、目標等についてもそれぞれの関係機関の長期計画等とも連携を取りながら取り組みをしていきたいと思っております。

以上であります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

1点目は、学習指導要領の問題でございました。小中一貫校になった場合の学習指導要領等でございますけれども、基本的に連携教育ということを行う場合にはこれは学習指導要領というひとつの歯止めがございますが、それが歯止めを解いてできるのは、研究開発校とそれから教育特区に指定されたところは、学習指導要領9ヵ年をトータルしながら考えていくようになるわけでございます。一貫教育で言いましたら校長1人でございまして行うわけでありまして、その時には完全に小中学校の指導要領を合わせましたものの中から組んでいくということなんです、課題はですね、例えば社会科で言いますと現在の中学校の社会科は地理と歴史、それから公民というように教科書そのものが分かれておるんです。それを小学校との関連で、例えば1年生から4年生までをひとつの区切りとして小学校を考え、その次の段階を5、6、中1というような段階を3ヵ年で考え、それから今度は中学校の2、3年をひとつの考えでやりますと教科書も今のままの教科書は使うわけにはまいりませんので、それぞれの一貫校で見合う教科書を考えていかななくてはならないという形になりますけれども、それが開発できるだけの力があればそれはやった方がいいと思っておりますが、膨大なエネルギーを私は必要とするのではなかろうかなというように思っております。だから学習指導要領についてはそういうこと

でございます。市内の学校で言ったら1町1小学校、1中学校というのは向原町と美土里町でございます。それぞれは連携をして教育をやっております。将来的にどうするかということではありますが、児童、生徒の数等も勘案しまして地域の理解が得られればそういう形もいいだろうと思っておりますけども、いいからいうので、無理やりに行政の方でそれを進めていくというのはなかなか難しいところがあるのではなかろうかなというように教育委員会としては思っております。ただ今やっておりますのは、小中が連携して教育をするということで、通学区の弾力化について昨年取り組みを始めまして、そのことが中学校にどう影響を与えておるかということを考えてみたときに、中学校は必死なんでありまして。地元の小学校から地元の中学校に来てもらうためには、それなりの努力をしないと来てもらえないということがございますので、そういう面から言いましたらそれぞれが特色のある教育を進める中で、連携は私は深まってきておると。あえて小中一貫連携校ということの名前をうって出てやってもそれだけのものだろうと思っておりますし、同じ小中一貫校にするんなら私だったらやれと言われればですね、同一敷地内に小学校と中学校を建てて、校長を1人、そして校長のひとつの一貫した考え方のもとに、小学校1年生から中学校の3年生まで教育を進めるということが一番望ましいと。いろんな本を読んでみたり、先進校の話も聞いてみたりしとりますが、本当に効果があるというのは同一敷地内にあるのが一番いいというように私は聞いております。県内にもいろんな学校がございまして、例えば尾道の百島の小中学校というのは同一敷地内にあるんです。これは研究校でも一貫校でもありませんけども、校長は1人なんでありまして。今まで小学校で1名校長がおって中学校で1名おったのが、規模も小さいというので小中一校でやっております。走島の小学校と中学校、これは距離がどのくらい離れておるか言うたら、ひとつの道路幅を隔った反対側が中学校というような状況になっておまして、ほとんど同一敷地内というような状況で、それで成果を上げようと今努力しておるといってございます。今のは例でございますが、私にもし、やらせてもらうんなら同一敷地内で小中一貫校をつくるという方法が一番ベターだろうと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問ありますか。

16番 今村義照君。

○今村議員

ちょっと長くなるので簡単にやりたいと思いますが、同じ観点でございますが、今の行財政改革の問題でございます。その中でこれからはやっぱりそういう財政状況なり行政のやろうとしておるところが市民に示されることが一番重要なんではなかろうかというふうに思うわけでございます。例えば今の定住促進についても、あるいは避難の



問題で要援護者の把握についても先ほど来地域振興、あるいは地域の中でそういったようなことが望まれるのではなかろうかというような方向がみじくも出てきたわけでございます。図らずも安芸高田市においては、市民がそれこそ行政と協働して町をつくり上げていくんだという自治振興組織があるわけでございます。これらの活用を通じて本当に今の行財政改革のことにだけ触れますが、やはり住民にそこら辺の必要が、あるいは市の狙いとするとところが、情報が開示されるというのが大前提だろうというふうに思うわけでございます。このことによって、協働のまちづくりができるのではないかというふうに思うわけでございますが、そこら辺の所感をお伺いして、質問を終了いたします。

○松浦議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 いろいろな施策について情報開示をどのようにするかというご質問でもあろうかと思えます。特に個人情報についてはなかなか行政から公表するのが難しいんで、それはやっぱりそれぞれの地域の振興会の中でやりやあどこに誰がおられるというのがすぐわかりますんで、そこらのはやっぱりシステムもはっきりして万一の時には振興会が持つとる情報をひとつお願いするというような、それには行政ももちろん協力はしていきたいと、このように思いますんで、そこらを知恵を絞ってやっていきたいと、このように思います。特に行政改革についての情報開示も同じでございますんで、地域振興会の定期的な懇談会、会議がございますんで、そこらで開示をしていきたいと思えます。

○松浦議長 以上で今村義照君の質問を終わります。

お諮りします。

14時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時51分 休憩

午後 2時 5分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 時間が参りましたので。

暑いので上着を脱ぎたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

暑い方は上着を脱いで下さい。

それでは再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

6番 川角一郎君。

○川角議員 はい、議長。

○松浦議長 はい。

○川角議員 私の方からも先の大雨によります被害につきまして、災害を受けられた皆様方に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。なお、

執行部の皆さん方には第2次災害で非常に不安に思っておられる方が多いと思いますので、できるところから速やかな対応ということで、お願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは6番、新政会の川角でございます。先に通告をいたしております大枠2点についてお伺いをいたします。まず第1点目は職員教育についてお伺いをするわけでございます。特に最近公務員、公僕である公務員によりまして信じられないような事件が毎日のように新聞、テレビで報道をされておるところでございます。県におきましては大きなのは裏金の流用、あるいは市では不適切な職員採用など幹部を巻き込んだ事案が多く発生をいたしております。また、市の中でも最近でございますが、職員による飲酒運転で3人の幼い子どもの命を一瞬にして奪うという大きな惨事も頻繁に起こされておるわけでございます。毎日の新聞、テレビでこのような最近特に公務員、公務員ということが目につく今日でございます。我が安芸高田市では幸いに合併以来まだ大きな事故というのは聞かないわけではございますが、五百人を超えるような大所帯でございますので、それだけの職員を有しておれば、このことは人ごとではないんではないかというふうに思うわけでございます。そこでこのような事故、災害を防ぐためには教育というのが非常に大事だろうというふうに思うわけでございますが、市長はこの実態をどのようにとらまえ、そして職員に対し常日頃どのように指導されているのか、そこらについてお伺いをいたします。

次に2点目でございますが、農業振興と農地保全についてお伺いします。先ほど議員の質問の中でかなり大まかな農業の方向性については話が出たわけですが、私は平成19年度より始まります品目横断的経営安定対策、この実施についてひとつお伺いをするものでございます。このことについては今まで各質問の時に同僚議員の方からも再三質問をされていると、それだけ今後この地域の農業の方向づけをするのには非常に大切な事案であろうというふうに思うわけでございます。そういうことによりまして、いよいよその内容の方も具体化をされまして、加入受付が9月1日から開始をされたという段階にも来たわけでございます。しかしながらこの法人や担い手を優先にした農政というのは、今後農家が生き残っていくためには欠かせない大変重要な施策ではあると思うしております。しかし、我が中山間地域においては農業従事者の高齢化やあるいは小規模農家が非常に多いために、極めてこの制度は厳しいものだろうというふうに思っております。そこで市としては法人、担い手を育成することによって、現在の高田市の水田面積の将来的には何割くらいをこれでカバーしようとしておるのか、担い手、そして法人によってどの程度カバーし、その後の残った小規模の対応できない農家をどのような方策で、今後の政策はいかにするのかということについて、市長並びに担当部長の方で必要であればお答えをいただきたいというふうに思います。

それから第2点目の続きでございますが、農地の保全ということについてお伺いをいたします。農業従事者の高齢化やあるいは農業離れによって年々農家の荒廃が固定化をし、これが固定化が進んでおるといえると思えます。中山間地域の直接支払制度等によって、かなり対応はされていると思うわけですが、農地の所有者が地元を離れて遠くの方で住んでおるとい現実の中で地元農家が行ってもなかなか理解が得られず荒れ放題になつとるということで、地元としては虫の発生源になったり、あるいは猪や鹿の巣になつとるという現状があちこちで見られだしたということでございます。このことについて市なり農業委員会の方で何か強力な指導によって、少しでもこのことを解消することができないか、またその他方法があれば、考えておるといことがあればそこらもお聞かせをいただきたいというふうに思うわけでございます。

以上、大枠の2点についてお伺いするものであります。どうぞよろしくお願いたします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、川角議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、公務員が起こす事件や事故が最近非常に目立ってきておりますが、特徴としては、一つに組織ぐるみであること、二つ目に重犯罪化している、ということが言えるだろうと思えます。特に、飲酒運転による事故は8月25日に、ご存じのように福岡市職員が死亡事故を起こしてから全国各地で発生しており、本市においても職員はもとより、市民も含めて飲酒運転撲滅のための啓発活動が極めて重要との認識に立っているところでございます。安芸高田市におきましては職員服務規程の中で、職員は市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に服務しなければならない。と定めており、また、職員倫理要綱では、基本的な職員としての心構えや管理職等の責務、業者等との関係、道路交通関係法規の遵守等について定めているところでございます。

また、職員が不祥事を起こした場合の懲戒処分の基準についても、現在検討を行っているところでございます。何はともあれ、職員は地方公務員法の適用を受けるわけでございますから、服務については、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することや、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務に専念する義務などを遵守することとなりますし、処分については分限または懲戒による処分を行うこととなります。今後も、かかる事態が起こさないよう、職員に対してはコンプライアンスの徹底をはじめ、適切な時期に適切な指導を行ってまいりたいとこのように考えておるところでございます。特に酒については、ちょっと一杯やってこれぐらいならよかろうと、やっぱりそういうような、今まで捕まったら運が悪いと、そういうような風潮というのは

公務員の中だけでなしに一般にもあるわけでございまして、やはりこういう風潮がなくなる以上は、この飲酒運転というのはなくならないと思います。そうすればやっぱり厳罰でいくしかない、万が一運が悪かったら首が飛ぶという、そういうような厳罰主義でいくしか方法はないのではないかと、そのように考えておりました今申し上げましたようにこの処分の方法については検討を重ねておるところでございます。

次に、農業振興と農地保全についてのお尋ねでございますが、来年度から導入される品目横断的経営安定対策につきましては、ご指摘のとおり認定農業者や農業生産法人といった、いわゆる担い手に特化した施策内容で効率的経営を行い、持続性のある農業構造の構築を図ろうとするものでございます。典型的な中山間地域であります本市にとりましては厳しい内容となっており、現状で市内における本対策の対象になるのは、水稻の面積ベースで申しますとわずか20%前後とこういう状況でございます。このような状況の中で、来年から行われる施策に沿った農業の生産活動の持続と農地の保全を行うためには、認定農業者や法人、小規模農家など地域全体での取り組みが必要と考えております。ついては、今年度から農協など関係機関と取り組んでおります集落営農の具体的な課題を整理しながら、さらにこれを推進するよう取り組んでまいります。

次に、不在地主の農地の荒廃対策についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり農地の荒廃は、年々増加の傾向にあります。その中で、不在地主の農地や基盤整備を行っていない田が特に増加をしており、それが集落全体の環境保全や農業生産活動にも影響を与えておるところでございます。このような中で、市内におきましては、地域ぐるみでその対策に取り組む活動が始まりつつあり、また、農業委員会におきましても、農地パトロールの取り組みの中で荒廃地の実態調査を行っていただいております。今後における営農活動は、個々の農家で持続していくことは困難であり、地域の力を結集して対応することが必要であります。

今後とも、関係機関と連携した集落営農の推進を通して、地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを進め、集落環境が保全されるよう推進してまいりたいと考えております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○川角議員

議長。

○松浦議長

6番 川角一郎君。

○川角議員

まず第1の点につきましては、職員教育の関係でございますが、先ほど答弁をいただきましたように常日頃十分指導はしておるんだというふうなお答えをいただいたわけでございますが、先の新聞にも出ておりましたように、このことは出てから厳重に処罰するというのはひと

つの手段としては非常にいいのではないかとは思いますが、いかに出るまでに防ぐかということが大変必要であろうというふうに思います。その中でも厳罰化という話が出て、新聞にも載っておりましたが、いろんなところで人事院の示すひとつの指針よりはきつくしておるんだというところがかなり全体的に見れば多くなっておるということで、そこに向けて検討しておるんだと、その時も参画で安芸高田市は今検討中ですよというふうに出ておったというふうに理解するわけですが、このこともひとつの方策として、早めに検討を十分されて、適当な制度をつくっていただくようにということで、お願いをしておきたいというふうに思います。最終的には導入はしても、執行部の皆さん、あるいは職員のモラルの問題だろうというふうに思うわけなので、そこらの効用というのを十分図っていただきたいというふうに思います。

それから2番目の農業振興につきましてですが、書類申請から見るとこの制度というのは聞いてみますと40種類ぐらいの受付文書があるんだというふうに聞いております。これを慎重に、あるいは熱心に取り組むところによりましては、一つの窓口を設けて申請に来た者は代替をしてでも、代筆してでもこのことを進めていくんだというふうな力強いひとつの取り組みをされたところが事例としてどころどころ見られるわけでございます。そこらが、この受付がJAであるのか、あるいは市であるのか、その点を1点と、それからそこらのこれに向けての取り組み、この今後安芸高田市の農業が生きていく道については、このことは非常に先ほども言いましたが、大事な施策であろうというふうに思うわけでございます。大分の方で見ると、5年先では90%はこれでカバーしていくんだという目標数値の中で管理運営されておるというふうなものもないだ新聞で見たわけでございますが、そのようにほとんどこれでやっていかななくては、今後の農業は生きていけないんだというぐらいまでですね、この制度というのが今後の運営の中で必要になってくるんだらうというふうに思いますので、そこらの再度取り組みについて、あるいは窓口等についても、ひとつお願いをしたいと思うわけでございます。そのようにこれについては大豆・麦の一応、条件整備というふうなものもいるわけございまして、そうしてくとただ担い手をつくって、あるいは法人つくってと、いえども私、再々申し上げるんですが、土地の構造改善、基盤整備、そこらも形に合うようなものも、やはり取り組んでいかなければ、対応というのは将来できんのではないかというふうに思いますのでそこらのお考えについてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから3点目の農地の荒廃のことにつきましては、ああして中山間等で集団でやられるところは、大分整理ができておるんですが、先ほど言いましたように、こっちにおられない。で、この吉田町内でも実際に買う時にはここへ来て農業するんだというふうな形で、5反も6反もまとめて買っておられる。それが全然そういうのが実現されずに

いまだに放置されておる。そうなるくるともう状態が10年以上続いておりますので、木が生えたような状態になる。鹿の巣、あるいは虫の巣、現実にございます、地元としてなんぼ言ってもこんのだと、かもうてくれんのだというふうなことでございまして、何とか市の、あるいは農業委員会の方で手立てはないものだろうかというふうに、非常に地域住民は困っておられるという現実がございますので、そこらを具体的な問題として、今後何とかこのような方法があるよと、というような知恵を出して指導をしていただければというふうに思うんですが、先ほどの答弁以外にあれば、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

ただいまの再質問に、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

特に飲酒運転の問題については、今までは人事院指針というのが出ておりましたので、その指針を基準に処分等もおったわけですが、全国的に各自治体でこの見直しが行われているということでございますので、現在今見直し中のところでございます。

次に農業振興と農地保全の問題でございますが、また後ほど詳しいことは担当部長の方から説明をしていきたいと思っておりますが、ご指摘のように、来年からはいわゆる認定農家と営農集団しか相手にせんと、そういうことでございますので、その他の農家が結局は落ちこぼれになるという。先般も県といろいろ話をしたんですが、県はこれをゆずらんのです。これを中心に行くということで、それじゃあ落ちこぼれた農家はどうするんかという問題が論議をしたわけですが、県はやっぱり国の示したものを中心に行くという、かなり強硬な姿勢を持っております。したがって、それじゃあ実際に末端の市町村や農業じゃ困るという問題がありますので、それは今後十分協議をしていかにやあいけん問題であろうと、このように思いますし、認定農家の4ヘクタールも2.6ヘクタールに県も下げてきておりますので、そういうことで、多少は県も緩めてきておるところもあるわけですが、そこらをうまく利用しながら今度はこっちが向こうの制度をうまく利用して、その間を縫うていくという方法しかないのじゃなかろうかというように考えております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

農業振興に係りますご質問でございます。現在来年度から始まります国の施策に対する受付の状況でございますが、ご指摘のとおり9月から始っております。この受付期間は9月1日から11月30日という期間でございます。この受付は、直接は農政事務所の方が受付をするということになっております。これに対する書類の作成については先ほどご指摘がありましたように、大変な資料作成が必要ということ

でございます。これらに対する支援は農協も市の方も支援をしていきたいというふうに考えております。現在の状況でございますが、申請件数は今のところゼロということでございます。先ほどありましたように、県なり国の方針というのは非常に認定農業者、あるいは法人に特化した施策に方向を絞ってきておりますが、先ほど市長申し上げましたように、本市の現在の状況で言いますと、現在の段階で約2割程度のカバーができるのではなかろうかというふうに思っておりますが、当然今後においても、認定農業者あるいは法人化等の推進をしていきたいというふうに考えております。ただ、この推進におきましてもやはり地域合意のないところに認定農業者、あるいは担い手というものは育たないわけでございますので、そういった地域合意の取れる集落営農の推進の中で、認定農業者なり法人化を進めていくということが重要になろうと思っております。そういった意味で今後の大きな柱としては、やはり集落営農の推進をする中でそういったひとつの育成をしていくということで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから特に国の施策に乗っていくための大豆でありますとか、麦等の生産に向けての生産基盤ということでございます。ご指摘のようになかなか大豆にいたしましても麦にいたしましても生産が拡大に今つながっていないのが実態でございます。それもひとつは地形的条件でありますとか、地下水の状況でありますとか、いろんな基盤に係ります条件の整備がなかなか整っていないというのが現状だろうと思っております。そこらの対応につきましては、いずれにしても経費を投入するということになりますと、国なり県の支援を受けながら対応していくということになろうと思っておりますので、こういった対応につきましても今後の県や国の指導なり、協議をしていく中で今後検討をしていきたいというふうに考えております。

それから農地の荒廃にかかります取り組みでございますが、先ほど市長が申し上げましたように、特に農業委員会の取り組みをご照会させていただいております。この取り組みは農地パトロールの取り組みの中で荒廃地、あるいは遊休地の実態調査ということで6月から8月までの3ヵ月間をかけて、現在取り組んでいただいております。現在集計をしていただいておりますという状況でございますので、こういった結果を受けながら関係機関を含めた中での今後の対応ということになろうと思っております。農業委員会の方の取り組みといたしましては、土地所有者の方のご意見等もヒアリングをしながら、今後の対応も検討をしていくというようなことでございますので、そういったひとつの調査結果を受けた段階で今後の方向を示していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

〔再々質問なし〕

○松浦議長

以上で川角一郎君の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

続いて通告がありますので発言を許します。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

はい。

○熊高議員

あきの会の熊高昌三でございます。通告の3点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目の新しく実施された制度の現況と今後についてということで、小さくは2点についてお伺いしたいと思います。まず1点目の個人情報保護法は市民に周知し、課題はないかということでお伺いしますが、先ほど今村議員の質疑の中でも触れておりましたので、関係することも含めてお伺いしたいと思いますが、まずは安芸高田市の情報公開、個人情報保護審査会というのが設置をされておりますが、こちらでどの程度審査会を開かれて、その中での課題そういったものがどんなふうに出ているのかということをお聞きしたいと思います。さらには先ほど質疑の中にもあったんですが、その情報を市民に公開するという事の中で、個人情報との兼ね合いというのが非常に難しいということですが、いろいろこの個人情報については課題も多いというふうに新聞紙上でも書いてありまして、昨年施行されて2008年に大幅な見直しを行うということも出ておりましたが、そういった中で我々が直接市民の皆さんのいろいろな意見を聞くと、先ほどもありましたが、災害等の対応に必要な情報、あるいは福祉関係に対していろいろお世話する方の情報の出し方、こういったものが非常に具体的に問題があるというようなことを先ほど市長もおっしゃっていましたが、そういった中で5千人以下の情報というのは自治会には出してもいいんだというようなこともあるように解釈をしておるんですが、こちらの考え方が安芸高田市はどんなふうにご考えておられるのかまずお聞きをしたいと思いますし、関係の条例の18条の中の5と6項目あたりに情報の活用という部分であるんですね。そこらが必要であれば出せるというような解釈もできるんですが、特に審査会の意見を聞きながら出していくというようなことも書いてあるんですね。こちらの解釈というのがどんなふうにごされて、市民に対して情報を、個人情報を出していきのかというふうなことを市としての考え方をまずお伺いをしたいと思います。

少枠の2点目の住民基本台帳ネットワークシステムは市民にメリットある制度になっているか伺うということですが、これも当初、この基本台帳については非常に国民的な大きな課題でもありましたが、かなりそういった議論の中で内容も簡素化されて、むしろ使いやすいような部分も出てきたし、逆に内容がないために活用のメリットがない



というようなそういった議論もいろいろとされており、これもいろいろ議論をされておる現状だと思いますが、先般も同僚議員もお伺いをしておりましたが、いわゆる住基ネットの活用状態という実態はどういう状況にあるのかということですが、最近の新聞にチラッと出ておったので、メリットがあったというふうなことが書いてあったのが社会保険庁の年金受給権者の現況届がこの住基ネットワークシステムを使うことによって不要になったんだというようなことも書いてありました。こういうメリットもあるんだということも中にはあるようですが、安芸高田市の現状としてどういう状況なのかお伺いをしたいと思います。

大枠の2点目であります。執行部組織体制の再編について伺うということに書いてありますが、中でもこの7月から導入をされました副市長2人制、こういった体制が変わった中で、6月の議会にも提案されたときに市長は、具体的な体制というのは7月の1日から実施されるまでに決めていくんだという答弁をされ、具体的な話は公式の場で聞いたことはまだないように私の認識はあるんですが、そういった市長の具体的な考えというのを改めてお伺いするというのと、合わせてインターネットのホームページに出ておる2人制の副市長制について、市長も言われましたように行財政改革のスピードをさらに加速させる必要があり、その行政組織の機構改革が喫緊の課題であるというようにとらえて、この2人制の副市長制を実施するんだということを書いております。そして増元副市長は総務・自治振興部・市民部・福祉保健部・消防本部に関する事務。そして藤川副市長に対しては産業振興部・建設部・会計課に関する事務これを託すんだと。そして共同所掌事務として総務の財政に関すること、あるいは事務、議会事務局、各種委員会に関する事務などというようにホームページで明記をされておりますが、こういった状況という形で提示はされておりますが、果たして具体的にその目的どおりの体制というのがこの時点で組まれているのかどうか、その辺についてお聞きしたいということと、合わせて副市長2人にそれぞれ担当されておるその所掌する部分をどのように今後やっていかれるかというふうな意欲のほどをぜひともお伺いしたいということで、質問をさせていただいております。そしてさらに細かい部分で言いますと自治振興部の体制について、企画部門や第3セクター等の担当の見直しが必要ではないかと書いてありますが、私も総務委員長という立場で自治振興部の中身にいろいろ具体的に協議する場が多いということ。あるいは第3セクターの委員長も兼ねてやっておりますので、そこらでいろいろ部長とも話をする機会も多いんですが、果たして今の体制で本当にいいのかなということを考えております。特に第3セクター等は事業部門も含めてのいろいろ今後取り組みが必要だということに思いますので、ここらは全体の体制の中で見直しをする必要があるのではないかという気がしております。

ので、その辺についての考え方をお伺いしたいと同時に自治振興部だけの問題ではないと思うんですね。今後副市長2人制という中で、どのような体制を組んで行かれるのかという具体的なお考えがあれば、来年度に向けてどういう取り組みをされるのかという考えがあれば、お伺いしたいと思います。特に先ほど言いましたような委員会でいろいろ議論する中で財政部門と企画部門、そして行革というのはこれは一体的に取り組んでいかないと、なかなか取り組みの成果が上がっていかないのではないかと、横断的な連携というのが非常に密でないといけないという気がしますんで、ここらの部署という整理、特にフラット化ということもそれぞれ各自治体でやられておりますが、そういった方向も含めてどのように考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。

それから3番目の児童館、放課後児童クラブなどの子育て支援対策についてということですが、国も非常に子育て支援についてはいろいろな形で取り組みを積極的にやっておられますが、安芸高田市の場合もいろいろ課題がありますが、特に安芸高田市の中でも住宅の密集地、あるいは過疎地域、それぞれ地域の状況が違うわけですね。そういった状況の中で子育て支援のあり方もひとつではくれないという状況があると思います。そういった中で現況でいいのかどうか、特に先般高宮がそういった対応の事業がないということでもいろいろ説明会も開いていただいておりますが、そこらの中でやはり市民の皆さんの声を聞くと今の体制ではなかなか活用しにくいこともあります。特に事業費の内訳も課長から詳しく聞きましたが、一般財源を使っておることのメリットが本当に出てるんかどうかなど。児童館の部分と児童クラブ、この財源のあり方もかなり違ってありますが、結局一般財源をもう少し児童館あたりに持っていく方がより効果的じゃないかなという部分も見えるわけですね。そこらが本当に今の状況でいいのかどうかということをお聞きしたいと思いますし、合わせて8月30日の読売新聞に全公立小学校で放課後保育をやるんだということはかなり詳しく書いてありましたが、これは文科省と厚生労働省が一体となってやることで、もうやるんだということですが、ここらについて既に来年度からということですから、いろいろ通達とかそういう情報も入っていると思いますが、そこらの考え方を教育長も含めて質問の答弁者には教育長書いていっていませんでしたが、状況がもし把握をしておればそこらのわかる範囲での情報をお聞かせ願いたいと思います。

以上3点についてお伺いします。

○松浦議長

ただいまの熊高昌三君の質問に対し答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの熊高議員のご質問でございます。

まず、新しい制度としての個人情報保護法の市民への周知と課題に

についてのお尋ねでございます。国の個人情報の保護に関する法律は、平成15年5月に成立いたしましたして、平成17年4月1日から施行されております。また、本市におきましても国の個人情報保護法の施行に先駆けて、新市発足と同時に個人情報保護条例を制定いたしましたして、平成16年4月から運用を開始しております。不十分ではございますが、啓発チラシの作成・配布、市広報紙への掲載などを行い、制度運用状況などについても毎年市広報紙に掲載、公表しておるところでございます。なお、個人情報の漏えい防止対策が強く求められ、本市でも本年度から条例へ罰則規定を追加するとともに、職員研修を実施しておりますが、個人情報の保護につきましても、全国적으로指摘のように過敏な取扱いによって混乱している状況が報告されている中で、国においては、危機管理や防災対策などに関して徐々に守るべき情報と利用できる情報の整理が示されておりますので、各種の機会を捉え制度の趣旨や内容など市民の皆様へ広く周知を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムについてのご質問でございます。平成14年4月から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、本年4月末で4年を過ぎ、5年目に入っております。皆さんご承知のとおり、国の施策により、市町村が管理している住民基本台帳がネットワーク化し、従来各行政手続で必要であった住民票の写しの添付や届出を省略し、住民の利便の向上を進めるものでございます。住民基本台帳ネットワークシステム開始当初は加入していない自治体もありましたが、その後の加入が進み、平成18年9月1日現在では、未加入の自治体は東京都の杉並区、国立市と福島県矢祭町の3つの自治体となっております。

次に、安芸高田市におけるネットワークシステムを利用した住民票の写しの広域交付の利用は、本庁及び支所を含め平成16年度1年間で33件、17年度1年間で25件となっております。現時点では、住民基本台帳ネットワークシステムは使用頻度において、全国的にも地域の実情により濃淡はありますが、各種行政手続における本人確認がネットワークを通して即時に行われ、年金受給者の現況届や旅券申請等で住民票の添付が不要となるなど、市民にとっては有意義な制度であると認識をいたしております。

次に、執行部の組織体制の再編についてのご質問でございます。まずは、副市長2人制の導入とそれぞれの役割についてのお尋ねでございますが、7月1日付で施行しました安芸高田市助役事務分担規則で、増元副市長はご指摘のように総務部・自治振興部・市民部・福祉保健部及び消防本部に関する事務を、藤川副市長は産業振興部・建設部及び会計に関する事務、また特命として先ほど申し上げました企業誘致の仕事も係わっております。いわゆる総務系と事業系に分けて、それぞれの専門性を発揮してもらっており、また、財政に関する事項や議

会事務局・教育委員会やその他の委員会に関しては、二人で担当することで、制度導入から2ヵ月が経過したところでございますが、今のところスムーズにまたスピーディーに事務の執行ができるようになったと考えております。こうした副市長2人制の動きは、広島県下はもとより、全国的にも広がっているようで、いち早く取り組んだことが間違いではなかったと考えておりますし、また、来年4月施行の地方自治法改正では、市長の権限の一部を副市長に委任することから、その準備も整ったと考えております。

次に、自治振興部の体制の見直しについてのお尋ねでございますが、これは行財政改革を進める上で、市全体の組織再編の中で対応すべきことと認識をしております。現在、年々減少していく職員数に対応すると同時に、これから求められる簡素で効率的な組織に生まれ変わるため、来年4月を目途として、組織機構の見直し作業を行っております。組織機構の見直しについては、本庁と支所の役割を明確にしたうえで、円滑な行政運営が行えるよう体制整備を図る必要があると同時に、重点施策に対応できる組織のあり方についても検討を重ねているところでございます。いずれにいたしましても、市民の皆さまの付託にこたえることのできる効率的かつ機能的な組織機構になるよう再編成を図る所存でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、児童館・放課後クラブ等、子育て支援対策についてのご質問でございます。安芸高田市では、現在、3ヵ所の児童館と7ヵ所の放課後児童クラブの運営がなされておりますが、児童館については、単独の建物を持っている上に運営費に係る国庫補助金もなく、保護者負担金と市の一般財源だけで運営していることから、放課後児童クラブと比較すると運営費が高く対象年齢も違っております。この問題については、平成17年度に旧町間で公平なサービスの提供が行えるよう整理を行うため、児童館についても放課後児童クラブと同様の運営形態を検討いたしましたが、対象としている児童の年齢が違うため、児童館を利用している高学年の一部に施設を利用できない状況が生まれることから、現在でも児童館はそのままの形態で運営をすることといたしました。この児童館と放課後児童クラブの問題については、現在、議員ご指摘のように文部科学省と厚生労働省が連携をして放課後子どもプランの中で新制度の立ち上げを検討中であることから、今後、情報収集に努め、制度導入時に不均衡が解消できる可能性があれば、これを取り入れたいと考えておるところでございます。

次に、安芸高田市として独自の子育て支援の制度を設け、効率的で公平な事業運営が図れないのか、とのご指摘でございますが、市独自の制度を創設することは、市の一般財源を必要とすることとなり、現状では非常に厳しい面があるわけでございます。しかしながら、昨今の子育て支援の形態をみると、必ずしも行政のみが関わって行うのではなく、ボランティアや地域の皆さんの力で事業がなされているもの

もあることから、安芸高田市においても様々な方式を検討する必要があると考えております。

○松浦議長 市長の答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

副市長の意欲のほどはというお尋ねであろうと思います。ただいま市長の方から答弁をされました方針に基づきまして、私も担当制をしきながらも、その担当のスピーディーな問題解決とともに藤川副市長さんと連携をとって市全体の運営といったことにも同時に図っていかねばならないということで、今後とも全力を投球していきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

私の基本認識といたしましては、平成の大合併は一段落いたしましたけども、地方分権の改革はまだまだスタートしたばかりでございます。国全体を含めて三位一体改革も含めてまだまだ未完成な部分が非常に多くある。不透明な部分も非常に多くあるということでございます。今後さまざまな制度が改革をされる。またこの安芸高田市合併後、新しい市をつくっていくなかではまだまだ改善改革を進めていかななくてはならないというふうに思っております。そういった中、我が市は合併の時に協議をいたしました新市建設計画に基づく長期総合計画が、これがひとつのよりどころでありまして、これをひとつの目標に実現していかなければならないと。その実現をするためには、さまざまな改革をしていきたいと思います。そして行財政改革大綱を定め、先ほどありましたように144項目、あるいはその中でも特に集中改革プランということで、重点的に取り組むということで抜き出しを7つの柱で行っております。それを着実に実行していくということが私なり副市長の責務であると思っております。なかでも財政運営、これまで単年度主義の運営を行っておりますけども、今後行政もひとつの経営体であるというふうな観点に立ちますと、長期的な視点に立った財政運営をしていくべきではなかろうかと。起債の管理、あるいは事業の執行、あるいは職員人件費の考え方、これも経営の観点に立って長期的に持続的に運営をしていく、経営をしていくといった観点が必要であろうかと思っております。先般の実質公債比率の考え方も一般会計だけではなしに、特別会計、一部事務組合も含めて3セクも含めて、市全体の財政をどのように考えていくのかと、それも長期的な視点でどのようにするのかといったことであろうというふうに思いますので、そこをもう少し担当部長とも協議しながら、強化をしていかななくてはならないのではないかと思います。また、集中改革プランの中でも柱として挙げておりますように、職員の定員適正化計画、これは市長の方からもありましたように5年間で50名、そして10年間で100名余りという計画を現在立てております。これも着実に実行していかなければならないと思います。職員の大量退

職時代を迎えておるといいう中で、そういった物理的なものもありますし、逆に小さくて効率のいい自治体をつくっていかなくてはならないという観点からも、ぜひともこれはやらなくてはならないと思います。そういった中で、じゃあ少ない職員でいかに効率の良い組織をつくり、サービスを行うかといったことが大きな観点となろうかと思えます。そういった意味ではもう既に大量退職時代が始まっておりますので、19年度を目途に現在の段階での市の機構、組織どうあるべきかといったようなことを検討させていただいておりました、先ほど議員ご指摘のとおりフラット化でありますとか、これからの縦割りの弊害をなくしていくとか、総合性を確保しながらもそうは言っても事業を特定して目的を達成しなくてはならない。その両方を負える組織というのをつくらなければならないということで、現在検討をしておりますので、またその骨格が固まりましたら報告もさせていただきたいと思っております。職員の給与の適正化、人件費の考え方も経営の中ではどうしても考えなくてはならないということでございまして、人事院の勧告に基づきまして、給与表そのものが平均4.8%減額しようということでの取り組みを今やっております、公務員の改革と言いましようか、5年間でこれをやりましようということ、人事評価等も今後やっていかなければならない、それを給与に反映させるシステムを近々のうちにつくっていかなければならないというふうに思います。そういった意味では職員の意識改革、そして人事管理の強化というのを私も含めて大きな課題ではないかと思えます。個々の職員が最大限に能力を発揮してこそ初めてさまざまな今回の災害も含めてすべての事業がうまく回っていくということでもありますので、その点も努力したいというふうに思いますし、もうひとつは評価の考え方を行政の中に入れていくというのもやりたいと思えます。これまでは計画をし、実行するとそこで終わっておりますが、実行の結果がどういう評価をもたらすのかということで、プラン・ドゥー・シーのマネジメントサイクルをぜひ導入しようということで、現在準備をしておりますし、19年度、20年度、3ヵ年ぐらいの計画の中で職員の意識改革をしながらもそれを導入していかなければならない、いかざるを得ないという状況にございます。私の担当する部署は当然のことながら、市全体の運営について市長さんなり、藤川副市長と連携を取りながら、また各部、各課長さん、職員と連携をとって取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○松浦議長

引き続き、副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長

はい。

○松浦議長

答弁を求めます。

○藤川副市長

引き続きまして私の基本的な考えを述べさせていただきます。この7月1日就任以来、2ヵ月余りが経過をいたしました。ちょうど就任時、道路河川等の各種期成同盟会の国会国交省、広島県等の活動がご

ございました。就任後、関係部との主要事業の概要説明を受けまして、それぞれの当面の計画、検案事項、課題等のヒアリングを実施してまいりました。ご案内のとおり安芸高田市の平成18年度の当初予算の性質別経費の割合で人件費、扶助費、公債費の固定的でかつ義務的経費が50%を占める中、普通建設事業費が17.4でございます。安芸高田市は先ほどからでございますように、行政改革の実施中であり、また集中改革プランの公表で避けて通れない問題で、集中改革プランの示した指針に沿って集中的に取り組む必要があると思います。私は財政を見通した展開がまず必要であると考えております。先ほどからございましたように、本年度から総務省が示しました実質公債比率では本市では、もとい、自治体の収入に占める借金返済額の割合を示す数値で、本市では水道といった公営企業の債務や一般会計から特別会計への繰出金等、勘定に入れるための連結決算とされております。そういった総体的な財政分析のもと担当部署と常にヒアリングをいたしまして、職員間の関係、また課題と成果をチェックしながら何をやるのか、自分の役割を常に認識して、その基本姿勢のもとに現場とか成果を重視した展開を実施してまいりたいと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

先ほどの放課後子どもプランのことについて、教育長として把握しとる状況についての説明をということでございますけど、現在この問題につきましても、具体的にどのようになるかということについて国の方も大まかな枠を示しまして、日程で申しますと9月の12日に中四国の主幹課長会議、9月の20日に全国の担当者会議、それから後に9月の末に県内の市町村へ対する説明会をするというような状況になっております。それで課題につきましても、先ほど市長さんの方から放課後児童クラブの問題とか児童館の問題とか話をされましたけども、まさにそのとおりでございます。国の中でも文部科学省の事業、それから厚生省関係ですね、厚生労働省関係の事業とは2本柱でできとったのを何とか一本にしてから放課後の児童の教育と言いますか、それをやる方向で考えようじゃないかという施策でございます。ただこれはいろいろ課題がございますけども、小学校で基本的には実施するふうになっておるんですね。そこで小学校で実施するということになりましても具体的な例で申しますと、仮に吉田の小学校でそのことを希望者といたしましても実施するということになりますと、400名のうちに何人希望するかわかりませんが、400名のうちの300人が仮に希望したならば、3時半から4時ぐらいまでが学校の教育活動で学校におります。それから後の時間、かれこれ300人残っておる子どもをコーディネーターを雇いまして、その方を中心としながら元学校の先生でおられたり、あるいは大学生なんかの学習のアド

バイザー、あるいは地域のボランティア等の力を借りながらお世話をさせてもらうということになりますと、これは学校にはそれぞれ学級担任が12学級あれば12学級おって、それ以上の教員もおって対応するということになりますので、かなりの人員の確保をしていかないとできないというようなことにもなるわけですし、本当に国がそれを雇うだけの財源を確保してくれるのだろうかとか、いいことは言うけども、あとは市町村でやれと言われた時には、教育委員会中心になってこれはやれと言われることになります。また教育委員会は人材の確保ということで討論せにやあならんということになります。いいことではあるんですけども、よほど国の方も慎重に考えてもらわないとこれを実際に実行するとなると難しいんじゃないかというふうに思いますし、これは今安芸高田市のことだけ考えておりますが、千名からおる学校もあるんですね、小学校の中には。そこらをどういうふうに国は考えてやりよるのだろうか、よく説明を聞いて福祉保健部と連携をしながら今後の対応策について検討してまいりたいという状況でございます。

現在のところは、以上の状況でございます。

○松浦議長

答弁漏れはありませんか。

○熊高議員

答えられてないでしょ。

部長あたりが答える部分が何点かあったと思うんですがね。審査会の状況とか。

○松浦議長

答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

個人保護条例に関連する内容的につきましてご説明したいと思いません。

16年の4月から運用を開始させていただいております。これまでこの条例の中で保護審査会という制度を設置させていただいております。今までの経過見ますに、まず年度で整理してみますけども、第1回のこの審査会につきましては16年に11月30日に実施いたしました。非常に保護条例に関する市民の皆さんの問題意識というものが高くて23件の件数がございました。それと16年の2回目につきましては17年の1月31日にやっておりますけども5件、また17年につきましては3回の実施をしております。17年の7月の22日9件、また12月5日1件、1月の27日1件、6回目といたしましてこの18年の9月4日に実施をさせていただきましたが、5件という情報の状況でございます。どちらにいたしましても先ほど質問の事項にもありましたように、条例の8条の5項ないし6項目に関連する行政が実施をする事業等に関連しての事務事業、そういうものについての原課の方の開示請求と言いましょうか、事務執行上における審査会に伴って情報を収集させていただくという問題でございます。どちらにいたしましても17年度の成果等につきましては、広報等でもあ



る程度明らかにさせていただいて、17年度中の先ほど言いましたような状況でございますので、こういうことにつきましても広報の方に掲載をさせていただいておるという状況でございます。

5号、6号の関係でございますが、個人情報の利用ということで、実施機関の所掌する事務執行という判断でございます。最終的な判断につきましては、本人の同意を得て慎重に対処しうることが好ましいということが書いてあるんです。そういう状況の中で当然行政が行います事務につきましては、公共性の問題もありますし個人の権利、利益の保護を十分に留意しなくてはなりませんし、やはり市民の皆さんの負担の軽減、行政サービスの向上ということで、敏速性を図る必要があるのではなかろうかと思っております。そういう目的外利用に使用する場合につきましては、やはり権利また利益と不当に侵害する可能性を考慮して、本人の同意を得て慎重に対処することが望ましいということも凡例等の中にも記述されている状況でございます。

また6号関係につきましては、そこにも掲げてありますように実施機関が審査会の意見を聞いて公益上の必要性その他理由があると認めるときでございますが、確かに事務上の整理、また本人の同意なしで個人情報を目的外として利用するわけでございますので、外部の提供することが社会一般の利益を図るために必要であるということとか、また当然目的外利用でございますので、そういう情報が客観的な判断を要求されることがございますので、このことにつきましても審査会の方で審査を行っている状況でございます。いろいろ例示的にもございましたように、現在いろんな角度の中で振興会を中心とした行事等も行っております。この案件に基づきまして、審査会等も開催をさせていただいて、目的外利用のためのそうした審査会に諮問をかけさせていただいて、原課の方の担当しておる所掌事務と振興会との連携を取らせていただくためには、こういう審査会の方にも十分かけさせていただいて皆さんに対する情報の提供を出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、私の勉強不足であります。5千人以内の情報ということでは災害とかありますが、ちょっと不勉強でございますので、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再質問は休憩後にしていただくことにいたしまして、この際、15時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので再開をいたします。

再質問がございますか。

○熊高議員  
○松浦議長  
○熊高議員  
○松浦議長  
○熊高議員

議長。

10番 熊高昌三君。

議長、上着を脱がしていただきますので。

はい、どうぞ。

それぞれご答弁いただきましたが、まず順番を追って確認したいと思いますが、個人情報に関係ですが、先ほど5千人以上以下、その基準によって、取り扱いが違うんじゃないかというような話をしましたが、そこらの見解があれば再度お伺いしたいというように思いますし、8条の件の5項、6項の件ですが、目的外に使うということですが、目的外と言いましても、市民の福祉、あるいは安全のために使うような場合が多いわけですね。そういったことも目的外というかたちで片づけるんかどうか、そこらは市の扱い方ひとつで随分違ってくるんじゃないかなという気がしますね。そこら辺が現在市民が不満に思っておる、特に善意でいろいろ世話をされる方なんか、そういった情報もなかったら世話もできんようになるよといったようなことをたびたび聞きますんで、そこらの議論を審査会でされたのか、何件か随分出ておりますが、そこらの中身が具体的にはどういう中身であったのかということも含めて、そういった議論もしていただいたのかどうか、そこらを再度、この件に関してはお伺いしたいと思いますし、市の職場で書類、いろいろ個人情報が入った書類がありますよね。こういった処理のマニュアル化といったこともされておると思いますが、そこらの取り扱いのマニュアルはどのようになっておるのか、そこも合わせてお伺いしたいと思います。

それから1の②の住基ネットの件ですが、有意義であるというふうなことを市長先ほど言われましたが、有意義であればもっと市民が使うような取り組みが必要じゃないかなという気がしますので、やはりそこらはPR不足という点があるんかなという気がしますので、例えば公共施設の利用促進も含めて、例えば図書館の図書カードとかいうのがあろうと思うんですね。高宮なんかそういう方式でやりましたから、その図書カードを住基ネットのカードでやるとか、あるいはプールなんかも現在いちいち申込書を書いてというような状況もありましたが、かなり改善をされました。そこらも住基ネットのカードを出せば、すっと通って、あるいはそれプラスの市民であれば割引をするとかですね、そういったかたちも導入できるんじゃないかなという気がしますんで、もっと言えばきれいセンター、ゴミ処理センターですよね、ここらも市民の確認で、非常に不快な思いをする場合があるんですね。そこらも住基ネットの市民のカードであれば、そこらも投入すればすぐ受付を通っていかうということもできるんじゃないかと、いろいろ考えれば随分活用方法というのはあろうと思うんですね。そうすればこの住基ネットというのも生きてくるんじゃないかという

気もしますんで、そこらの取り組みの考えがあれば、なければぜひとも早急に取り組むような意欲のほどをお伺いしたいと思います。

2番目の組織の関係であります、それぞれ副市長意欲のほどをお伺いして頼もしく感じるという半面、もう少し具体的な意欲のほどがほしいなという気がします。増元副市長の場合は行政改革とかそういったもので、それぞれ委員にもなっておられますんで、いろんな角度で今までも議論してきていますんで、美しい答弁はしていただきましたけども、もっとやはり熱の入った具体的な目標を掲げた答弁がいただきたいなど。せつかく2人制になったんだから、今までできなかった部分の時間はそこに割いていくんだという意欲がないと、2人にした意味がないんじゃないかなという気がしますんで、そこらをもっともっと熱の入った意欲のほどが聞きたかったなという気がします。

藤川副市長さん、まだ2ヵ月ということではありますが、势力的に事業部門ですね、取り組んでいただいておりますということですが、先ほど今村議員の答弁にも答えておりましたが、工業団地の誘致ということですが、どちらかという増元副市長の方が使うところの部分が多いんで、そこらをどう抑えていくかという役割だと思うんですね。藤川副市長の場合は、お金を安芸高田市が生む方向の取り組みの責任者というふうに、簡単に言えば生む方と使う方を抑えるというんですかね、そういった役割が2人の副市長にあるのかなあと、私はとらえ方をしとるんですが、そうであれば藤川副市長は税源も含めて、農業も含めて、これだけのお金を生むような施策をしていくんだというふうな、今後取り組みをしていただきたいなあとという気がしておりますので、そこらも再度、具体的な思いがあるんだろうと思いますんで、再度お聞きしたいというふうに考えております。具体的に第3セクターのこと言いましたが、これは今企画部門が持つておるんですが、私は既に事業部門ですから、藤川副市長の担当に行くべきじゃないかなという気がするんですね。そこらが来年度の組織再編の中でどんなふうに考えておるのかというのも、もう少し市長に具体的にお聞きしたいと思いますが、市民のためになる組織再編をするというふうなご答弁ではありましたが、私が聞く限りでは具体的にどこをどういうふうにしていくかというようなことは、増元副市長の答弁によれば、具体的には今後やるんだということですが、もう既に予算編成の12月も迫っておりますから、やっぱり形というのは大筋頭の中に描いておられるのではないかなという気がしますんで、そこらの具体的な基本構想というのをこの時点でも既に市長の頭にもあろうと思いますんで、もう少し具体的にしてほしいというように思います。特に支所の権限、支所長の権限、そういったものもということで、先ほど災害のことも含めて話をされておりましたが、今回の災害のことも含めて前回も私は支所長の権限ということで、一般質問したと思うんですが、やはり同じような状況になっておるといえる感じがするんですね。特に今日八千

代の支所長来ておりませんが、支所長の話も聞いたかったんですが、支所長と本庁とのやりとり、これが十分でなかったということを私も聞いておるんですね。だからそこらの権限というのを今後の体制の中でどうするんかと。特に支所の場合、私はもっともっとフラット化をすべきじゃないかなという気がするんですね。かなりの部分が本庁にお伺いをたてて、判子をいっぱいもらって来るといふことが多いんで、どういう形がいいか具体的に私もわかりませんが、例えば支所の場合は課長がもういなくって、支所長が県で言えばGLですかね、グループリーダーのような形にしてすべてのことを把握するんだけど、それぞれの係のものがその担当として責任を持ってやるんだと、そうすることによって決裁も早く済むし、権限を持って責任を持って、その担当の係長。それが課長になるか、係長になるかわかりませんが、やるということがスムーズな合理的な支所の運営につながるんじゃないかという気がしますんで、そこらをしっかり権限も含めて、市長、考えていただく必要があると思います。やはりスピードアップするといふために2人制の副市長にしたわけですから、スピードアップできるような体制でないと組織改革の意味がないと思います。であれば、本庁の方も今部長が6人いらっしゃるんですね。だからその部長の役割が果たして有効に動いているのかどうか、かなり沢山の部署、課を持っておられる部長もいらっしゃるんで、すべてのことを把握されておるといふことの状況じゃない答弁も見受けられるんですね。であれば部長はなくして、それぞれ課にして課長がおって、2人の副市長がおって、それぞれの所掌をする形の方が求められる合理化、スピードアップ、そういったものができるような気がするんですね。そこらの考え方がもしどういふふうを受け止められるんか、お伺いしたいといふことで、この件、再度ご答弁を願いたいといふふうに思います。

それから3番目の児童館、放課後児童クラブ、これはまあ教育長が答えられた部分が新しい事業といふことなんで、非常に答弁しにくいと思いますが、むしろ現状をいろいろ課題があるといふことであれば、やはりそういった新しい事業、国がどう示すかわからんからといふことじゃなしに、積極的に安芸高田市としてはそういう子育て支援に対してはこういうシステムでこういうふうにやりたいんだと、だからこれだけの予算が欲しいと、むしろ提案をして県なり国なりに申し込んでいくといふぐらいの積極性を持って、福祉保健部とタイアップをしてやるようなそういう時代じゃないかなという気がしますね。それが先ほど今村議員も言われたように、自主的な自治体の運営といふことになるんじゃないかという気がします。受け身じゃなくて、やはり積極的に攻めていくようなそういった行政施策を望みたいといふように思います。具体的に言うと、現在児童館の方、児童クラブ合わせて4、400万くらいの総予算なんですね。そのうち国の補助が9百2、30万ですか、そのくらいの予算ですよ。900万が大きい小さいか

というのはそれぞれ22、23%ですからあらうと思いますが、それだけのお金を有効に使って市民が喜ぶようなかたちにする方がむしろいいんじゃないかという気がしますんで、国の補助があるから今のまんまでやるんだという考え方はどうかなど。特に先ほども言いましたように、それぞれ地域性もあるわけですから、その地域性に合わせたような取り組みというのを私は考えていっていただきたいというふうに思います。

それと、ちょっと言い忘れましたが、2番目の方で財政、行革、企画、これを市長、一体化をした方が私は行革がもっともっとスピードアップするに思いますね。だから今財政、行革は総務部がもつてますよね。将来をどうするかというようなことを先ほど藤川副市長も言われましたが、将来の分は企画の分ですよね。だからここらが一体化にならないと、やはり横断的な連携というのは難しいんじゃないかという気がしますね。さらには総務部が持つておる人事、そこらあたりもやはりお金を持つとる、人事も持つとる、そういった部署というのは非常に権限が強すぎるというような気がするんですね。そこらも改革の中で、やはりバランスのいい組織体制にするということも必要じゃないかというふうに思いますし、特に人事の部分で職員教育、先ほど川角議員言われたことにも関係するんですが、一昨日の災害対応でも、職員の対応というのは非常に教育がなっていない職員もおるんですね。八千代の職員で、青原団長が消防団長でありますんで、災害対応で土のう袋がないということで、たまたま私が電話したら大きな土のう袋はどっかないかいのと、いうことで私も業界の関係者でありますから電話でできるだけ近くであるところというところで、国道54号の現場に4つくらい大きな袋があるからということで、連絡をしましたらそれじゃあすぐ取りにいくからと、青原さん言われて、市の職員が取りに行ったんですが、そこで対応した人間に対して、4つしかないんかいというふうなことを言われたそうです。だから4つでも3つでもいいから欲しいと言って、しかも待つておるような状況の中に、市の職員がお世話になる人に対してこんだけしかないんかというような言い方をするとということ自体はどうかというふうに思いますね。だから職員の教育が、人事部がしっかりして責任を持った指導というのが必要じゃないかという気がしますんで、そこらも含めてもっともっと具体的にそういう問題を掘り下げていって、対応していただきたいということで再度、お伺いします。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長

特にご指摘の組織の問題、機構の問題についてでございますが、現在、鋭意内部で検討をしておるところでございます。支所と本庁の組織のあり方、今後100人を減す中で少ない職員でどのように対応するかということが、大事な問題でありまして、どうしても組織をスリ

ム化せにゃいけんということで、こういう問題があるわけでございます。そこらは十二分に来年の機構改革に向けて対応をしていきたいというように思います。いろいろ具体的なご指摘を受けましたので、そこらを参考にしながら今後、早急に対応をしていきたいと考えております。

○松 浦 議 長      引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

具体的な意欲のほどをとということでございまして、これまで2年間助役1人制の中でやってまいりましたけども、どうしても広く浅くということにならざるを得なかったという反省をしております。そういった中で、今回2人の副市長ということで、担当を決めながらもやっていこうということでは、より質の部分を取り組むことができるのではないかなというふうにも思います。先ほど組織のあり方等につきましても、合併時にもいろんな議論を我々もいたしまして、どういう組織がいいんだろうかというふうな中での部長制をひかしていただいて、ある程度の部署でまとめながら、それをやっぱり関連をしていくというやり方が合併時の混乱期には必要なんではなからうかということで、それはそれで、機能したんではないかというふうにも、思っております。理想から言いますと現場に組織内分権をして、現場に権限を与えるというのが今後のあり方ではありますけれども、合併時の6町の職員、バラバラの意識の中で集まった組織体制の中では、やはり機能しなかったと。先ほどご指摘のありましたように、職員個々の意識がある程度レベルが統一をされ、そういった中でないとフラット化でありますとか、権限を現場に与えて素早くその現場で判断できるといったようなことができないんだろうと思います。そういった意味ではある意味ちょっと逆説的ではありますけども、権限を一旦集中すると、先ほど財政、人事、企画、そういった市の今後の運営をしなければならぬ部分につきましては、やはり集中をして、市長をトップにしたそういった意向が反映できる組織をまず、私はつくるべきではないかというふうなことを思います。そういった上で職員の意識改革をする中で徐々にその権限を末端にまでおろしていくというやり方が、どうも正解ないんではないかという思いがしております。ひとつの物事を決めるのに決裁の判子がいっぱい並ぶと、これだけは避けようということが合併時のひとつの問題意識ではありましたけれども、そういった意味では中間の部長さんがある程度の権限を持って、その部署をまとめられるというふうなことでやってきたということは機能しておるんじゃないかなというふうにも思います。今後部長職等減る中で部の統合を図りながら、市長の意向がきちっとやっぱり部長を通じて各現場職員に伝わっていくようなそういう体制をとっていかなきゃいけない。それには部長はじめ、課長、管理職もまず意識改革をする必要があろうというふうにも思います。これもなかなか、これまで私が取り組もう

として取り組めなかった人材育成なり、その職階による、自分の職階をしなきゃいけないかといったようなところが、どうしても旧町の流れのなかではこれまでできていないというふうに思います。そこらが今後の人材育成なり、日常的な職員の育成というところで、これも一朝一夕にすぐ結果が出るものでないということでありまして、口をすっぱく挨拶をしましょう、市民に対しては親切丁寧に、目線を合わせてやりましょうといくら言葉で言っても、これはなかなか浸透していないのが現実であります。それはどこに原因があるのかと、我々含めた管理職がそういった指導をしていないからだということにもつながってくると思うんでありますけど、そこらも考えながら職員の意識改革を図らなくてはいけないと。それも職員がうまく動けるような組織体制もつくってやる必要があるかと思えます。本当に必要なところに必要な人材を試験配分するといったような分析も、正確にはなかなかこの2年間ではできにくかったというのが実態ではあります。そういったこの2年間の経験をもとに、今後我々は何をしなればいけないかということをもう一度、今その作業をしておるわけですけど、今後をにらんで市長の意向なり、上司の決定が、意志が職員にパッと伝わるようなそういう組織体制をつくっていかねばいけないというふうに思います。そういった意味では部を統合しながら、あるいは組織をもう少しフラット化して、グループ化をして目的をきちっと、あなたはこういう目的を達成して下さいといったような目標による管理等も必要になってくるのではないかなというふうにも思います。先ほどの数字的な部分、定員適正化でありますとか、給与の適正化でありますとか、それは粛々と計画にのっとりやっていきたいというふうに思いますし、先ほどのマネジメントサイクルの話をさせていただきましたけども、これもぜひ職員をうまく回していくためにはぜひとも必要なツールであるということで、これは時間をいただいてぜひとも実現をしていきたいというふうに思います。

また総論になりましたが、以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 藤川幸典君。

○藤川副市長

議員さんが具体的な指摘をしていただきまして、まず財源を生むと言われましたが、確かに企業誘致、産業商工等含めてできるだけ精一杯頑張りたいと思います。また半面、事業部門を市民の密着したインフラ整備が大部分占めておりまして、これにはまた必要以上の財源が必要になってくると私は思っております。財源を生むだけじゃなく、出る方も事業部門は多大なものがあるかと思っております。

いずれにいたしましても、財政を分析しながらそういった事業展開をしない限り、今後の自治体は生き残れていかないと私は思っております。先ほど増元副市長が言われましたように、職員の体制等についてはいろいろな制度改革がございますが、当然その前に市役所の体質

改善を目指して取り組んでいく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

質問の中の半面、5千人を超える団体についてはという質問でございます。このことにつきましては、国の法律の中で官民を問わずそうした情報の状況でございますが、国におきまして個人情報保護法に関する法律を作成をいたしております。その中で、個人情報取り扱い事業者という項目を定めておりますけれども、その中で言っておりますのは、事業者で個人上のデータベース等を供しているということなのですが、国の機関、また地方公共団体、独立法人については除くということになっております。そういう関係で個人情報の保護に関する法律、施行令の中で個人情報事業者から除外されるものということで、ここの中で5千人を超えないものという条文をうたっております。これは過去6ヵ月以内ということで、例えば民間の金融機関等の情報をぎょうさん持っておりますけれども、そういうところを示しているんじゃないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、本市の場合におきましては、安芸高田市としての個人情報保護条例を設置させていただきとる関係で、この条文に遵守した条文の中で定めをさせていただきたいと思っております。

それと運用の状況でございますが、確かに本日までのそうした審査会の中で、原課の方からそうした目的外利用ということで、案件が出ております。例えば介護保険の受給者の情報という回答の中で、その中に敬老会、高齢者の福祉大会とかそういう必要な名簿、そのことにつきましては市が敬老のお祝い品を送付するとか、そういう入所施設に対するお祝い、いろんな情報をその中で家族等の連絡が取れない場合には施設先が知りたいというような状況の中で、目的外利用するので介護保険に伴います受給者の情報を開示してほしいということが例で1件、審査会の方でやっておりますが、審査会の意見としては、承認するという情報でございます。そういう例題を出させていきましても、いろん原課の方で各部分で行政の事業の実施と地域の振興会の皆様、また各種団体等と行政があるべき姿の中で事業していかななくてはなりませんので、原課の方が主体性を取らせていただいて、情報の開示の判断をするかしないかの審査会にかけるということで、十分開示されますと、その情報の主旨も十分理解をしていただく指導等も必要になってくるのではなかろうかと思っております。こうした保護条例の条文があります関係で、本市と同時に安芸高田市の職員のハンドブックというものを作成させていただいております。ここの中に記述をさせていただいて、個人情報保護条例とはどういうものかというところからある程度整理をさせていただいて、職員の質を高めたいというように思っております。それと事務室内のあらゆる情報が職務上の関



係で出ておるといところでございますけども、基本的にはこうした執務の関係の中で、やはり一人ひとりが保護という観点の中で意識を持った仕事をするしかないと思っております。各窓口業務でありますとか、各課の部分におきましては、シュレッターという形のもんもある程度整理をさせていただいております。そういう形の中で、そういう保護のセキュリティ管理をさせていただいておるといのが現状でございます。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

市民部長 杉山俊之君。

○杉山市民部長

住民基本台帳カードについての利用についてのご質問であったらと思いますが、今現在市における住民基本台帳カードの延べ交付件数は平成18年8月末現在で107枚を交付しております。今ご指摘いただきましたように、利用目的が少ないということでの復旧率が悪いというふうに私としても感じておるところでございます。また、このカードを使った公的個人認証サービスによる電子証明書の発行件数でございますが、同じく18年8月現在で延べ件数が38件でございます。このカードにつきましては、本人の確認のための公的な身分証明書としても活用ができるわけでありまして、また質問いただきました公的施設等の利用カード、あるいはプールとかきれいセンター、そういう利用の仕方も今現在、カードの中に独自利用領域の多目的利用ができるようなことになっておりまして、カードのICチップの中にそういうことを組み込むということでございます。今現在総務省で18年4月1日現在で条例制定をして、全国で102の市町が実施しておる状況でございます。そういう独自利用領域の多目的利用ということで、取り組みをすれば、先ほどご質問がありましたいろんな取り組みができるようになるということでございますので、今年度、担当課の方で調査研究を行うように指示をしておるところでございます。

なお、今の102市町の中では広島県ではまだ利用されておられません。残念ながらそういう状況でございます。ハード、ソフトの関係等、財政的な問題もありますので、調査研究しながら、来年度あたりに公表ができるのではないかとこのように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

教育長として子育てのことについての考え方を答弁をさせていただきたいと思います。まずお断りしておきますけれども、子育て全般について教育委員会の教育長として、お答えするということについてはなかなか今の段階で難しいものがございますけども、先ほど申し上げましたように、放課後子どもプランについては国の方針として小学生の子どもを対象にしておるといことがございますので、教育委員会

としてそれを避けて通るということは決して思っておりませんし、現在そういうふうな担当しております福祉保健部との連携をするなかで、今後の対策について考えを前に進めてまいりたいと思っております。ただ、同じするんにいたしましても、先ほどちょっと申し上げましたけども学校規模もございまして、すべての学校が一斉にできるということではできないと思っておるんですよ。それで、それぞれできるところから考えていかざるを得ないんじゃないかなというようには思いますが、後ろに引いて前向きに考えていないということではございません。ただ私見を申し上げさせていただきますと、現在の子どもの虐待とかいろんな子どもが親を殺すとか、というような事件が今頻発をしとるんですよ。その中でなんでそうなるかということ考えた時には、本当に子どもを育てる親の苦勞が子どもにも伝わる、子育ての息づかいが伝わるということがいいか悪いかわかりませんが、そういうことを日本の、あるいは世界の中で伝えていかないと、なんぼ貧しくても目は輝いていくような子どもにはなかなかなりにくいんじゃないかというのは、個人的には思っております。しかしそれだけでは、子どもが安心安全で遊べる場所というのは今の中ではつくるわけにはいきませんし、少子化対策も進めていくことはできないという思いももちろん持つておるわけでもございまして、十分に内容も検討させていただいて、市全体としての方向のなかで、教育委員会の果たす責任はきちんと果たさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

児童クラブの件についてお答えいたします。

先ほど教育長が申しましたように新制度につきましては、確かに厚生労働省と文部科学省の放課後子どもプランというひとつの新制度ができるという、どちらがするにつきましても、今からの予算要求というかたちであろうと思います。本市にまたまち合うかどうかということもあります。そこらの点も不透明なところもございしますが、先ほどのご指摘のようにそれぞれ各学校に3館7クラブの子育ての支援事業として実施をしております。この現況につきましては、ほとんど合併時のそれぞれの町の考え方を尊重しての運営という形ですが、高宮町には3校の小学校がございまして、今それぞれ支所と連携をして地域の方に説明等も今入っております。問題点はクラブの方につきましては補助金をいただいている、補助金と市の一般財源、また負担金をいただいている運営事業という形になっております。仰せのように900万余りの補助金をいただきまして、大体2,400万程度の事業を起こしております。問題点は補助金をいただくにはある程度の制限がございまして、児童数の制限、開校の制限等も。補助金をいただくわけで

すから、それなりの目的に達するものという解釈をしておりますが、問題はこれに関します制度に対する条件の達成しないという、ひとつのところの学校である。ご指摘のように環境も違いまして、複式学級からマンモス校までありますが、ひとつの目的としましては独自というかたちも考えていく必要もあろうと思います。ただそこらの地域の考え方なり、父兄の保護者の考え方なりも今、協議をさせていただいておりますし、一般財源のみならず新制度等も合わせまして、今後教育委員会の方も協議いたしまして、これに対応してまいりたいと思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

組織の関係ですが、フラット化をするかどうかということで部長制を継続していくんだという増元副市長の答弁であったというふうに思うんですが、現状で部長体制でなかなか市長の指示、あるいは下からの意見というのが上がりにくいという、体制は我々はそう見とるんですね。だからそれをフラット化をするという方向になれば、組織改革の意味があろうと思いますが、現状の課題を解決できないような組織改革であれば、しない方がいいと思うんですね。現状の中をもう少し問題点を探っていくという方がいいんじゃないかなという気がしますんで、そこらは基本的に現在の部長制というのは問題ないんかというふうに受け止めざるを得ん答弁だったと思うんですが、そこらは今後検討するということですが、一番基本的なことですから今の時点でその辺の問題意識があるんかないんかというのは再度お聞きしたいというふうに思います。

支所長の権限ということについては、再度お聞きしたいと思います。支所長の権限ということには、あんまり皆さん触れていただいておりますが、支所長さんあたりはじくじたる思いがたくさんあるような、にじんだ顔をしておられますが、そこらがどんなふうに受け止めておられるんかどうか、私は皆さんの答弁からは感じられないんですね。今回災害の対応で総務部長、支所長とのやりとりというのはうまくいったんですか。例えばごはんひとつ食べるにしてもしっかりと支所の中での対応というのはある程度本庁あたりも含めてマニュアル化して、災害中で飯の段取りもしてないような本部の体制というのはどうなんかなという気がしますね。そこらを把握されておるかどうかわかりませんが、やはり支所の現場の一線の気持ちという状況というのをくみ取れるような本庁でないと、災害対策本部の意味がないと思うんですね。だからそこらは具体的に今回の災害も含めて、前回もありましたけども、本当にどんなふうに対応されておるんか、実態が十分把握できとるんかどうかというようなことを再度お聞きしたいと思いますんで。市長さんにはさっきのフラット制の問題、これを再度、最

後の質問ですからお聞きをしたいというふうに思います。藤川副市長さんには身体も大きくてしっかり受け止めていただけるような力があるような感じがしますんで、金を生むような意識はありませんでして、使う部分の分も自分もたくさん使う部分もありましたんで、使うのも豪快に使って、儲けるのも豪快に儲けてもらおうといったバランスのある取り組みをぜひともお願いをしたいというふうに要望をしておきます。

総務部長、再度お聞きするんですが、情報の関係ですね、そこらをしっかりやっていただきたいということと、個人情報との関係の市の職員の教育、これはハンドブックがあるということですが、私は見た覚えがないような気がするんですが、後見せていただきますが、一人ひとりの意識の問題ということですが、大きな銀行でそれだけ規則とか、いろんな体制をつくっておる状況の中でも、一人ひとりの意識じゃなかなかいろいろ規則でくくってもできんというところを500人もおる中で、一人ひとりの意識の問題だということ片づけられないから、いろいろ問題が起きるんだと思うんで、やはりマニュアル化すべきものはして、それでもやはりいろいろ漏れがあると思うんですね。やはり最低限するべきものはマニュアル化をしておくということが、私は必要でないかと思うんで、そこらは取り組みを置かずやるべきではないかなという感じがしますんで、再度、ご答弁はいいりませんが、しっかりと受け止めていただきたいというふうに思います。

それから住基ネットの関係、市民部長答えていただきましたが、3月にも明木議員の方から提案をしておるんですね。現在検討中ということですが、そういった検討中ということが、あまりにも後手後手で多すぎますよね。だからやっぱり今の時点でこのくらいは考えておりますというのがあるんじゃないですか。あるというふうに期待をして、私は聞くんですけども、やっぱり3月に提案されて年度の半ば状況の中で予算にも次に載せにゃいけん状況の中で、いろいろ検討してますというんじゃ少し怠慢じゃないかなという感じがしますんで、もう少し具体的な提案をされておるんだと思いますんで、再度ご答弁をいただきたいと思います。財政的な問題があると言われましたが、どういう財政的な問題があるのかというのもお聞きしたいし、本当にお金を使わんとできんことなんかいうのもちょっと財政的ということで、どんなにお金がかかるんかなという感じがしますんで、お金がどのくらいかかるんか教えていただきたいと思います。

それから児童館、児童クラブの関係ですが、福祉保健部長と教育委員会連携して今後の取り組みをされるという状況になるとと思いますんで、しっかり連携をしていただきたいと、なすり合いをしないようにしっかりお互いが協調していただくようにしたいと思いますし、教育長が言われる親の気遣いの伝わるような子育てというのを当然施設に預けて親は仕事をしたり遊んだり、そういう若い人が多いのをあえて

言いたいんだというような言い方をされたようですが、私もその分は同感の部分もないとは言えないんですよ。昨日敬老会がありましたけども、個人的なことですが、私も孫を持ちまして同居しておりますから、やはり若い人の子育ての状況を見ると、非常にきついですね。私なんか4人育てましたが、よう育てたなあと。女房がひとりでやったんだなというふうに思いますけども、やっぱりそこに年寄りの部分、あるいは3世代、4世代でちょっとした年寄りが抱えすぎたら嫌われますけども、ちょっとした心遣いで手伝いをすると、やっぱり若い親がキレたりそういうことがないようなそういった子育てができるんじゃないかと思います。だからそういう子育てもぜひとも推進をしてもらいたいというふうに思うんですが、男女共同参画とかそういうことともいろいろ関係はあろうと思いますが、そういった息づかいがある3世代暮らせるような施策をするためには、総合的な施策が必要なんです。住宅の問題。あるいは職業の、さっきいろいろありましたね。総合的なものをやっぱり教育委員会も頭を突っ込んで、今猪口大臣ですかね、あこらがいろんなところへ首を突っ込んでやられるくらいの教育の部分でよそこにも言うべきことは言って、よそがやりよるんだから私らはこれしかできんのじゃといったことじゃなしに、総合的な取り組みで、そういう息づかいのあるような子育てができると思うんで、そこらをやった上でそういう希望があるんだということを私は言うべきじゃないかなという気がしますんで、この議論をするときりがないような話になってくると思いますので、そういった感じを受けましたんで、しっかり教育長も取り組みをしていただきたいというふうに思います。

福祉保健部長、予算が国の補助が900万くらい出るということですが、全部児童館にしたらどのくらい、今の900万以上にかかるんかどうかという試算をされたんかどうか、国から補助もらわんでも全部児童館のようにしてやれば、単純に言えば900万出せばいいのかなということでもないのかなという思いがするんですが、児童館の方が全体の把握ができるということなんで、児童館、児童クラブそれぞれ長所短所はあると思いますが、そこらまでも試算をされて国の補助がなくなって、市だけでやったらどうなんかないかという検討されたのかどうか、そこらを最後に確認をしておきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず初めに、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

機構改革のご提案でございますが、熊高議員はフラット化の方が望ましいんじゃないかと、このようなお話しでございますが、現在検討中でございますのでまだこれというものが決まっております。したがって、議員のご意見も十分参考にしながら、今から最終的な結論を出していきたいと思っております。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

災害の関係でございます。ご承知いただきますように合併をし、大きな災害は今回でまだ第2回目の対応をさせていただいたところでございます。そういう状況の中で、合併後初の災害対応ということで当初合併時に考えておりました体制を、今回の第2回目につきましては変更をさせていただいております。そのことにつきましては、支所の体制、また本庁の体制ということで、支所の体制を少し重圧にするという考え方の中で整理をさせていただいたところでございます。そういう状況で、今回の災害におきましても注意報の関係からは職員の体制を取っておりましたけども、9時以降の体制ということが非常に強化になった状況でございます。局所的な集中豪雨によります対応ということで、今回の災害というのが局所的な雨等も地域によって非常に変わっていたという状況がございまして、一番ひどい状況が八千代、また吉田、甲田の一部も出ておりましたけども、いろんな情報のことにつきましては、向原については早い状況の中である程度おさまっておったということもございまして、高宮、美土里の方もそういう状況にあったように聞かせていただいております。当然支所長さんのいろんな問題点のぶちあたり、そういうことについてはどのような対応をしていくかということもいろんな角度の方では電話等の対応もさせていただいたところでございます。いろんな今回も、16日夜から17日朝方にかけての対応であります。災害対策本部を解除するという経過に至らない状況にございました。そういうことで、対応はいろいろさせていただいておるわけですが、基本の18日の最終につきましては、被害の状況、対応等につきましては11名の職員を八千代支所の方に動員を早朝からさせたわけでございます。そういうことの中で、被害の実態調査なりそういう形のものもある程度集約をするということの整理をさせていただいたところでございます。それと、本災害本部のそうした調整項目でありますけども、今回は県河川の関係が非常に多くございまして、独自市の対応というのはなかなか難しいということで、職員を農林建設、産業振興部と建設部等についてはやはり現地主義を取らせていただいて、現地を中心的な形の中で調査対応をするという情報を得るということが一番いいのではなからうかということで、今朝ほどからそういう対応の中を考えをさせていただいておるわけでございます。

いずれにいたしましても、今回2回目の災害対応という状況とらさせていただきますけれども、まだまだ改善をすべき形があるのではなからうかと思っております。総合的なまとめはまだできておりませんが、今後における問題点等は十分、実態の把握を調査しながら次の対策に向けた方法を講じさせていただきたいと思っております。

それと先ほどの職員の意識、マニュアルの関係でございますが、この点につきましては、庁舎内で事務事業しております関係については、

原課主義の形の中でいろいろな事務のマニュアル化が必要になってきますので、そういったことについては十分原課の方にも指導を重ねさせていただきたいというように考えております。それと食事対応でありますけども、ちょうど休みの対応になっておりました。食堂も休んでおるといような状況で、我々本部内におります状況の中もパンを食べたという状況でございますし、昨日の18日は朝食からずっと取ってない、とうとう回っておりましたら朝、昼食べてない状態ということもありまして、副市長さんも食べられなくて対応されていた状態もでございますので、今後こうした職員の健康管理もやっていかななくてはなかなかない点があるのかなと思っております。24時間の体制の中で職員も事務作業するわけでありまして、いろんな角度の中で、やはり班編制等をつくらせていただいて、睡眠をある程度とる状態をとらないと、1職員がひとつの職場の中でずっと対応するのはなかなか無理なのかなという思いもいたしておりますので、全体の中で考えていかななくてはなりませんので、ある程度臨機応変にできる対応については、敏速な対応の中で今後検討をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き市民部長 杉山俊之君。

答弁を求めます。

○杉山市民部長

住民基本台帳カードの利用目的でございますが、先ほど答弁いたしましたように、調査研究ということで答弁させていただきましたが、その予算等も含めて今検討をさせているところでございます。また、施設の各利用施設の各利用部局との連携も必要になりますし、パソコンの配置、あるいはカードの読取り機のハードな部分の予算的なもの、あるいはシステムの開発のソフトの部分等、まだ全く今から始めるわけでございますので、現在調査研究ということで答弁をさせていただいたところでございます。また私もこの4月に市民部の方へまいりまして、そのことを聞かせていただいたのが最初でございますので、私自身もまだ認識としてわからない部分もあります。

今後、鋭意努力をいたしまして、実施の方向に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○松浦議長

引き続き福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

児童クラブを児童館にすべてした場合というご質問であったように思いますが、先ほどご答弁いたしましたように、児童館は運営の場合には運営補助金はなく、すべて保護者負担金と市の一般財源で負担をさせていただいております。で、運営をしております。クラブの7館につきましては、先ほど言いましたように900約、これは当初の18年度予算で申し上げておるんですけども、930万弱の補助金をいただいて、保護者負担が720万程度、市からの一般財源が790万程度で事業を起こして運営をしておるとい形であります。単純

に申し上げまして、児童館に全7館7クラブを補助金にできるかどうか分かりませんが、例え話でした場合、児童館にした場合には児童クラブとしての運営と違ひまして、運営費が入らなくなると。要するに930万弱の補助金は入らなくなるといふことだろうといふことでございます。で、その負担をどこに持っていくかと言いますと、保護者の方に持っていくわけにはいきませんので、その900万程度の金額は一般財源で補うという形になろうと思ひます。今予算でいきますと3館7クラブで大体一般財源が2,100万、20万程度ですから、この900万円を財源に回しますと3千万弱の財源が必要だろうといふ形になります。そういった意味で、それぞれの学校の、この運営につきましては学校区単位での運営をとるわけでございます、今後保護者のニーズ等も多様化してまいりますので、その辺も保護者のニーズ等も多様化してまいりますので、その点の新制度等合わせまして、教育委員会等先ほど申しましたように支援対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

○松浦議長

以上で熊高昌三君の質問を終わります。

この際、16時40分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時25分 休憩

午後 4時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは時間が参りましたので、再開いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、本日の会議はあらかじめ延長いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本日の会議はあらかじめ延長をいたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

12番 金行哲昭君。

○金行議員

はい、12番。

○金行議員

本日の最後でございます。

私は通告のとおり大卒3点質問させていただきます。

まず初めに、職員の健康管理でございます。先ほどから職員の教育等々が議員の間、また執行部の答弁の間に出ております。教育と健康管理というのは非常に互いがございます。教育がしっかりしておれば健康管理もしっかりしておるといふことで、前置きはここまでにして、私が質問させていただきます。職員の健康保持促進を図るため、労働安全衛生法に基づく職員の定期的健診の実施後の措置、保健指導等を確実に実施する必要があると考えます。実施されているのか、ただ職員に法規上健康診断受けなさいで終わっておられるのか、というところをお聞きします。なぜこういうことを質問するかというと、今一般



職の中で14、5名の方が病休で休まれております。その中でも心の病気というんですかね、悩んでおられる精神的な病気がおられる方が合併時からどんどん増えている。増えているというか横ばい、私のとった統計では横ばいくらいであまりよくなっていない、いろんな合併でございましたが、その等々の職員の教育、教育言ってますがやっぱり教育イコール健康管理ですね。健康が悪くては教育をしても職員は育たないというんですか、よくなりませんね。そこで保健指導にあたって、安全衛生規定によってどのように指導されているのかお聞きします。それで、本年ですかね何%の職員が実施されたのかお聞きします。それがまず1点目でございます。

今度は市民の健康、総合健診についてお聞きします。幸い我が市では総合健診が非常によく行われております。高宮では4カ所、美土里では2カ所、八千代でも2カ所、向原でも4カ所、吉田では5カ所、甲田では4カ所行われております。合併してよその市町村ではこれを1カ所にまとめたところや、町で1カ所ずつしかやっていないところがたくさん出ております。この総合健診を確実に行うということは、生活機能低下の早期に発見できるのに一番良い市民、町民にとって一番いい早期発見のことと私は確信しております。それがゆくゆくは我が市の医療費の削減につながるのではないかと思います。その点はどのように考えておられるのか、市長、また担当部長にお聞きします。また、今幸い我が市ではいろんな条件があっても無料で行われております。その無料で行われておる条件は何カ所かあるかと思いますが、どのくらいあるのかお聞きします。また、昨年度何人の方が診断されたのか、多分統計出ていると思いますので、その2点をお聞きします。それが2点目でございます。

3点目に新型交付税の件でございますが、この新型交付税は6月定例会では亀岡議員さんからも質問ございましたように、この法案は国の予算の方向づけを示すため、骨太方針を審議する経済諮問会議で、竹中法務大臣ですかね、新型交付税の導入を提案されて、竹中さんは議員をやめるということもやっておられました。それは別に置きまして、我が市においてこの交付税が非常に依存度が高いわけなんです。だから我々議員としても、私としても非常に関心度が大きくございます。亀岡議員の6月の定例会で市長が、基準財政需要のベースで2割程度を人口と面積に配分し、その後3年間はその割合を3割程度まで拡張し、長期的には人口を基準とする配分、配合で拡大するものとされてますと市長が答弁されております。答弁の中にも当然中山間地域に属する過疎地帯では、我が市では交付税が大きく節減されるのは明白であるということも答弁されております。いろいろな複雑な要素からも算出しますと、安芸高田市は増えることはなく減るとも言っておられます。私もそう思って懸念して、今回の質問を出したわけですが、この新型交付税を地方を無視し、政策に対し近隣、もし

くは中国、全国どのような抗議で要請されたのか、現状今後どのような財政的にも大変だと思うんですけど、どう把握されてるのか、数字とは言いませんが市長並びに担当部長どのような把握されているのかお聞きします。

大卒この3点をお聞きしまして、答弁の次第ではまた自席において再質問させていただきます。

○松浦議長

ただいまの金行議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

ただいまの、金行議員のご質問にお答えをいたします。

労働安全衛生法第66条第1項及び同規則第44条並びに職員の服務規程第20条第1項により、事業主は職員に対し、年1回定期的に健康診断を受けさせなければならないとなっております。安芸高田市においては、合併後毎年、職員健診を実施してきておりましたが、本年度からは共済組合と共同しこれを実施することになり、その結果、職員は人間ドック及び職員健診のいずれかを必ず受診することになったわけでございます。また、健診の結果、再検査の必要が認められた場合はこれを受けることができますが、本年度からはさらに、共済組合が抽出し指定する、いわゆるメタボリックシンドロームを中心とした健康指導を受けることができます。また、職員の健康管理を含めた衛生管理を推進する体制整備の状況でございますが、本年度は資格の必要な衛生管理者を3名、事業規模に応じて設置が必要な衛生推進員9名をそれぞれ選任し、衛生委員会を設置することとしております。今後におきましては、当該衛生委員会を中心に職員の健康管理はもちろんのこと、職場の巡視や点検、過重労働対策などに取り組んでまいり所存でございます。

次に総合検診についてのお尋ねでございますが、急速な高齢化とともに、食生活、運動習慣等を原因とする生活習慣病により、認知症や寝たきりなどの要介護状態になってしまう人が年々増加し、深刻な社会問題となっております。すべての市民の方が健やかで心豊かに生活していくためには、従来にも増して健康を増進し、発病を予防する第1次予防に重点を置くとともに、第2次予防として総合検診・人間ドックで病気の芽を早く見つけ、早い段階で摘み取ることが極めて重要となっております。本市におけます総合検診につきましては、合併後におきましても、旧町単位に9会場を移動しながら、約1ヵ月間にわたって実施しているところでございます。お尋ねの検診料金が全額助成され無料となる方につきましては、70歳以上の高齢者の方、生活保護世帯及び市民税の非課税世帯の方、それと国民健康保険の被保険者につきましては全額助成を行っておるところでございます。受診者数につきましては、昨年度が3,791人、本年度が3,513人で278人の減少であるわけでございますが、これにつきましては、吉田総合病院での人間ドック受診者が本年度は1,038人と昨年に

比べますと、約200名増えておりますので、全体では、昨年度とほぼ同様の4,551名の方が本年度受診されたことになるわけでございます。

次に新型交付税についてでございますが、三位一体改革の一環として、交付税の算定基準の一部を人口と面積で配分し、長期的には人口配分割合を拡大する計画がなされております。政府の基本方針では、「地方交付税については、地方団体の財政運営に支障がないよう必要な措置を講じつつ、簡素で新しい基準による交付税の見直しを図る。」とあり、現段階では、人口と面積の按分比率等、具体的な総額については、今後の検討に委ねられることになっており、改革の根拠数値等が示されておられませんので当市の影響額は把握できませんが、長期的には、一定規模以上の自治体の半分が交付税の不交付団体となる計画であることから、近い将来、交付税の総額は大幅に減額すると予想されます。ただ本年の6月に地方危機全国大会というのが東京でございまして、それぞれ地方六団体が合同で日本武道館で開いたわけですが、その時に私も出席をさせてもらって県の幹部職員にうちの場合はもし今の状況で計算したらどうなるかというのを聞いてみましたが、県は大体その時点で各市町村の影響額をどうも計算しておるようでございますが、しかしこれを公表することは問題があるということなんで、私にも教えてくれません。だが安芸高田市はまあまあのところですよと、こういうようなことがありましたんで、あんまり影響がなかったんかなという感じを受けたわけでございますが、しかし今後これが今は2割でございますが、全部人口と面積でいきますと恐らく影響は出て来ると、このように考えております。したがって、地方6団体も住民生活に必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるよう国に対して強く求めておるところでございますが、対応策としては、市の行財政改革のさらなる推進による経費節減により財源の確保が、現在当市が取り得る唯一の手段であると考えております。交付税の減少、国県補助金の削減により、これから先、市民の皆様からいただく市税が歳入財源の大きなウェイトを占めてきます。これからも納税者の視点・感覚に立った行政運営を肝に銘じて、効率的で市民の皆様から信頼感のある行政執行体制の確立に、職員が一丸となって努めてまいる所存でございます。

しかし、ご指摘のように必ず交付税は減ってくるということは覚悟をしておかないといけんというように、この国の政策の方向がそういう方向に向いて行っておるということでございますので、それに備えて合理化を図っていく必要があるとこのように考えておるところでございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

健康診断の受診状況でございます。499名の18年度の職員に対

しまして、市内の人間ドックを受診いたしております職員が450名でございます。それと、県の方の財団であります環境保健協会というのがありますけども、その受診が18名。JAが14名。あと17名につきましては育児休業等休んでおる職員は受診しておりません。17年、ちなみにデータ的に言いますと人間ドックが448名で健康保健協会の方が24名でございますけども、17年度の受診率より18年度につきましては職員に対して、受診指導をした成果が出ておるのではないかと考えております。

以上でございます。

○松浦議長 以上で答弁を終わります。

再質問がありますか。

○金行議員 はい。

○松浦議長 12番 金行哲昭君。

○金行議員 職員の定期検診の結果ですが、そこまでは私はあまり気にしてないんです。受けて、受けて、なんぼ受けたと。そのあと受けた後になんとかの成人病とかいろいろな病気が出ておる。そこらの指導をしなくては意味がないんであります。雇い主だから、管理者だから、そこらをどう考えているか、それをお聞きします。

それと、総合健診、非常に喜ばしいことで我が市はいい方向で、早期発見、市民のこともあたりまえじゃ思っと思ってんかもわかりませんが、よその市では有料化されておるところが市長、あるんですよ。聞いてみますと。我が市は当てはまる方で有料化されつつあるんですが、我が市では有料化、まあ、いいことですよ。これは市長、ずっとこういう考えでいってくださるんでしょ。これを2点お伺いします。

それと、新型交付税ですよ。これは前亀岡さんも懸念されとったんですが、これ合併の特例で10年間保障すると、こうなるとるんですけどもここらは国の施策じゃけえ仕方がないんか、抗議してもらわにゃいけませんよね。そこらを聞いてどうですか。答弁をお願いします。

以上、3点お願いします。

○松浦議長 ただいまの再質問に答弁を求めます。

まず、市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 ご質問の総合健診についての現在無料にしておる制度でございますが、これは先ほどちょっと部長に聞きましたら、今の制度は当分続けていけると、こういうことでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

それから部長と話しよって聞き逃したんですが、要するに地方6団体として、国に対してどのようにしておるかというご質問ではないかと思っておりますが、例の地方交付税の改正。それでよろしゅうございますか。

○金行議員 議長いいですか。言わせていただいても。

○松 浦 議 長

はい、どうぞ。

12番 金行哲昭君。

○金 行 議 員

合併する前に10年間というのがあったでしょ。その分のきょうこうね。国の方針ですから、はいそうですかというのはちょっと。そこらをどう考えておるのか。僕としてはだめだよと、そんなん言うくらいの気持ちを持ってもらいたいということをお聞きします。

○児 玉 市 長

これは全国的な大きな課題であります。合併をするひとつの条件で、約束であったわけでありまして。交付税は減らさないという。合併した市町村については、多少基準が下ってくることはあるが、大きな減少はさせないようにするというのが、ひとつの国の約束であったわけでございます。国に聞いてみますと、その約束を反古にするといったようなことはまだ言うておりませんが、しかし今の実態から言うと、交付税の総額そのものが減ってくると。そうするとこの交付税の総額の中に合併に伴う交付税も総額入っておるわけですよ。ですから、枠外に合併の交付税があるわけじゃないわけでございます。したがって、我々としては約束だけは絶対守ってもらいたいということも強力に地方6団体でその国に要求をしておるところでございます。そういうことで、我々としては約束は守れるようにと、こういうことを強力にお願いをしておるのが現状でございます。

○松 浦 議 長

再質問についての市長答弁を終わります。

引き続き答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

職員の健康診断の受診後の指導という項目でございます。

現在市におきましては、安芸高田市の衛生委員会というものの設置をさせていただいております。衛生管理者3名、市長部局が2名、また消防部局が1名という形の中で、3名を配置をさせていただいております。そういう状況の中で、先ほどからご指導いただいておりますように、職員の健康管理に伴いますチェックと言いましょか、そういう体制管理は持っておりますけれども、先ほど市長さんの答弁の中にもございましたように、共済組合の方の受診をドックという形の中で我々職員は受診をいたしておりますけれども、メタボリックシンドロームという新たな制度を今回導入させていただきたいと思っております。この関係につきましては、職員の指導のスタートと言いましょか、これは共済組合の方も保健事業の一環の中で、事業を取り組んだことございまして、保健指導に対する参加指導ということで、取らせていただきたいと思いますと思っております。例えば、一例でありますけれどもそうしたドックの受診の中で、男性の場合でしたら、そのウエストの関係が85センチ以上、また女性でありますと90センチ以上という形の中で、2項目以上に該当するというところで、例えば高血圧、低血圧、また中性脂肪、コレステロール、空腹時のコレステロール等のチェックの定めをそれ以上ある人のデータを取り出して、

この項目のチェックを保健指導の中で、6ヵ月の指導を行います。個人ごとに対して6ヵ月行います。これはまた指導内容でありますけども、メールまたは郵便という形の中で保健指導をしていただくということになります。この指導の委託先は広島県の保健協会というところで指導をさせていただきたいというように思っております。こうした新たな制度を利用させていただいて、職員の健康管理をより一層に高めていきたいという考えを持たせていただいております。

それと先ほどから出ておりますけども、現在499名の職員に対する病気休暇という関係も数字で言うておられますけども、現在病気休暇というのは13名の病気休暇等がございます。そのうち先ほど出ました、心という病の病気というのが大体6名くらいそのうちおりますけども、この対応というのがかかっておる先生との綿密な連携というものが必要になってきますので、安全衛生士であります保健師等を一緒に対応して、その職員の対応をさせていただくというような状況でございます。どちらにいたしましても、産前、産後、育児休業という制度もありますし、そういう職員については15名ばかりが年間ある程度固定的に休んでおるといふ、これは病気ではないわけなんですけど、そういう状況でございます。長期の休暇者という判断の中で整理をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

再々質問がありますか。

○金行議員

はい。

○松浦議長

12番 金行哲昭君。

○金行議員

職員の健康管理でございますが、あまりね、心の病を訴える方はそれなりに大変ですよ。民間はここまでは大変ですから面倒みんのんですよ。じゃが、市はまだおんびんされてる。ですが、やっぱりそれを直して教育、教育イコール健康管理ですからね。そこらを部長、認識しとって下さいよ。

それと、市長、新型交付税ですよ、これは器がそれだから仕方ないと私も思いますが、これはやっぱり政府が悪いんですよ。国が。まあ今ここで国のことを言ってもしょうがない。それを思って、我々も頑張りますから市長も頑張って、交付税を下げんように頑張っているじゃないですか。

終わります。

○松浦議長

答弁は。

○金行議員

いりません。

○松浦議長

以上で金行哲昭君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、明日20日午前10時に再開いたします。

ご苦労さんでした。



午後5時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員